

洞 爺 湖 町 議 会 平 成 2 6 年 9 月 会 議

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 2 6 年 9 月 2 5 日 (木曜日) 午前 1 0 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 一般質問について
- 日程第 3 認定第 1 号 平成 2 5 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定について
認定第 2 号 平成 2 5 年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定について
認定第 3 号 平成 2 5 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算の認定について
認定第 4 号 平成 2 5 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計決算の認定について
認定第 5 号 平成 2 5 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算の認定について
認定第 6 号 平成 2 5 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計決算の認定について
認定第 7 号 平成 2 5 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定について (報告第 1 0 号 決算特別委員会審査報告)
- 日程第 4 意見書案第 5 号 「危険ドラッグ」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書 (案) について
- 日程第 5 意見書案第 6 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書 (案) について
- 日程第 6 意見書案第 7 号 特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書 (案) について
- 日程第 7 意見書案第 8 号 道州制導入に反対する意見書 (案) について
- 日程第 8 意見書案第 9 号 「手話言語法 (仮称)」制定を求める意見書 (案) について
- 日程第 9 意見書案第 1 0 号 電力料金再値上げの認可をしないことを求める意見書 (案) について
- 日程第 1 0 承認第 3 号 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

日程第 1 ～日程第 1 0 まで議事日程に同じ

出席議員（１４名）

１番	宮	田	敏	夫	君	２番	小	松		晃	君
３番	松	井	保	明	君	４番	立	野	広	志	君
５番	板	垣	正	人	君	６番	佐々	木	良	一	君
７番	篠	原		功	君	８番	岡	崎		訓	君
９番	下	道	英	明	君	１０番	越前	谷	邦	夫	君
１１番	沼	田	松	夫	君	１２番	大	西		智	君
１３番	七	戸	輝	彦	君	１４番	千	葉		薫	君

欠席議員（０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	真	屋	敏	春	君	副町長兼 洞爺総合 支 所 長	八 木 橋		隆	君
総務部長 兼 住 民 課 長	遠	藤	秀	男	君	経済部長 兼 建 設 課 長	森		寿 浩	君
会計管理 者兼会計 課 長	庄	子	俊	悦	君	洞爺総合 支 所 副 支 所 長	大	西	康 典	君
総務課長	毛	利	敏	夫	君	企画防災 課 長	鈴	木	清 隆	君
税務財政 課 長	伊	藤	里	志	君	健康福祉 課 長	皆	見	亨	君
健康福祉 センター長	山	本		隆	君	観光振興 課 長 兼 洞爺湖温 泉支所長	澤	登	勝 義	君
火 山 科学館長	木	村		修	君	産業振興 課 長	佐	藤	孝 之	君
環境課長	室	田	米	男	君	上下水道 課 長	八 反 田		稔	君
ｼﾞｵﾊﾟｰｸ 推進課長	武	川	正	人	君	庶務課長	藤	川	栄 治	君
農業振興 課 長	杉	上	繁	雄	君	教 育 長	綱	嶋	勉	君

管理課長
兼学校給
食センター長

天 野 英 樹 君

社会教育
課 長

永 井 宗 雄 君

代 表
監査委員

宮 崎 秀 雄 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 佐 藤 正 人

庶務係 猪 股 幸 子

議事係 平 間 義 陸

◎開議の宣告

○議長（千葉 薫君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（千葉 薫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、5番、板垣議員、6番、佐々木議員を指名いたします。

◎一般質問について

○議長（千葉 薫君） 日程第2、一般質問を行います。

本日は、13番、七戸議員から、10番、越前谷議員まで、4名を予定しております。

初めに、13番、七戸議員の質問を許します。

13番、七戸議員。

○13番（七戸輝彦君） おはようございます。13番、七戸輝彦です。9月会議も予定どおりに進めば、本日が最終日ということになるのかと思います。議会運営の関係もあるということですので、遅くとも10時50分ころには終了したいなど、そのように思いますので、理事者におかれましては短時間で色よい答弁をいただきたいと、そのように思います。

私からの質問は、大きく3点についてです。一つ目は、公営住宅退去時の部屋のメンテナンスについて。二つ目には、以前にも質問しましたがけれども、神社の敷地となっている町有地の問題、その後の進捗状況について。三つ目は、洞爺駅のバリアフリー化、特にエレベーターについてであります。通告順に、余りエキサイトしないように、かつ紳士的に質問してまいります。よろしくお願いいたします。

最初に、公営住宅の居室のメンテナンスについてということです。

町営住宅の退去時には、入居者と役場の関係者と双方の立ち会いのもとで状態の確認をしていますかと、こういう質問なのですけれども、本年8月、法務大臣の諮問機関である法制審議会の民法部会、そこにつきまして契約のルールを定めた民法の再編規定を抜本的に改正する案、民法改正要綱の仮案をまとめました。来年の通常国会に提案して、民法の大きな改正となるようですけれども、その改正は120年ぶりだと、そのように言われています。

その大きな改正点として、賃貸住宅の入居時に払う敷金の返還とかそういう規定を明らかにするとともに、経年変化による汚損・破損については、退去者に現状回復の義務を課さないことが明記されるようです。もちろんこのことについては、来年以降に国会で決ま

ることですので、ここでこれについてどうこうということはありませんけれども、公営住宅を含めた貸家・貸し室の入退去時の貸し主と借り主のトラブルが多いから、このような改正が論議されているのだと、そのように思います。借りる側にも貸す側にも、公平な利益を得るような改正を期待しているところです。

ところで、入退去時における借り手と貸し手の二者の言い分の違いとかトラブルは、民間の借家・アパートに限らず、町営住宅の場合でもあるのではないのでしょうか。特に、後から、退去された後に入居される方は長い時間順番待ちで、それは心待ちの結果といいましょうか、1年とか2年とか待ってようやく公営住宅に入れるという、そういうふうに願いがかなった瞬間でもあると思います。汚れや軽度の破損部分、カビなどはなかなか係に言いにくいと、そういうこともあるようです。本来であれば、入居時にこのような状態で、貸すほうに問題があるように思います。

そこで質問ですが、当然、行っているとは思いますが、入居者の退去時と次の方の入居時には、係の職員の立ち会いのもと居室の状況、それから入退去者に対する十分な説明を行っているのでしょうか。また、どのような点に重点を置きながら確認しているかをお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（千葉 薫君） 森経済部長。

○経済部長（森 寿浩君） 公営住宅の入退去時の関係でございすけれども、入居される方、退去の方、町の担当職員が立ち会って、部屋の状況等確認をしております。特に、汚損・破損の状況等、入居者に起因するかどうか、そういった点を中心に確認をしております。

○議長（千葉 薫君） 七戸議員。

○13番（七戸輝彦君） 先ほど申し上げたように、非常にデリケートで、せっかく当たった公営住宅ということで、なかなか見ても言いだしにくい部分があるのかなと、そのように何名かの方に伺ったので、きょうの質問に至っています。

汚損がひどくて、入居者による責任が明確な場合には、どのような負担方法をとっているかということをお伺いしたいと思います。退去の時点で、汚損とか破損とかあると思います。その責任が、もし借り主にあることが明確な場合とか、例えば飼ってはいけないはずのペットなどの動物を室内で飼い、壁紙を破いたとか、においがひどいとか、そういう場合というのは明らかに借り主の問題だとは思いますが、例えば室内換気のフィルターがありますよね。場所によっては物置の上のほうについたり、一定のルールで説明には、それは定期的に掃除してくださいと、このように書いているのですが、なかなか高齢者の人、難しくて換気がうまくいかないとか、それで部屋がカビだらけになるといって、カビだらけとは言いませんけれども、カビが生えるというそういうような状況があります。そのようなとき入居者の負担を求めているのか、これについてどのような居室のメンテナンスを行っているか、伺いたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 森経済部長。

○経済部長（森 寿浩君） 一応、公営住宅条例に入居者の保管義務といいますか、そういうものございまして、入居の時には町のガイドブックという資料も用意をしまして、いろいろ入居のご説明をしているところでございます。

一応、退去時にいろいろな点をチェックして、直すべきところは直しているということで、入居をしていただいていますので、その後、入居された方が退去するといったときには、大体その状況というのは把握できるということでございます。したがって、そういった状況の中で、起因する原因が入居の方にあるという場合は、当然、負担をしていただくというようなことで、逆に経年劣化といいますか、通常の使用の中で傷んできているというものは、当然、これは町のほうで行うということになっています。実務的には業者確認の上、修繕にかかわる見積もりを徴取して、ご本人に確認の上、敷金から納入していただく、あるいは納付書で納入していただくと、そういう手続をとっております。

○議長（千葉 薫君） 七戸議員。

○13番（七戸輝彦君） その状況よくわかりました。ところが汚損の責任が明確でない場合というか、いろいろな世の中でルールがあるようでして、法的に余り詳しくないものですから、次のことを伺いたいと思います。

先ほどと逆の質問なのですが、汚損とか破損の原因が定かでない場合、これは町のほうが負担するようになるのでしょうか。例えば、私の聞いた話なのですが、ふすまのように外せるものと壁のように取り外せないものでは、どうも負担する側が、入居者と貸し手側と違うという話も聞いたような気がします。いずれにしてもこのような原因が定かでない場合、この場合の負担はどのようになっているのでしょうか。

○議長（千葉 薫君） 森経済部長。

○経済部長（森 寿浩君） いろいろな状況がございますので、チェックしている中でも議員おっしゃるように、なかなか判別しづらいというものもございます。そういった場合は、基本的には町が負担をするというようなことでやっております。

それから、物によって入居者が負担するとか、町が負担するというルールは持っておりません。あくまでも入居者に起因しているものか、あるいは通常の使用、経年劣化によるものか、そういったところで判断をしております。

○議長（千葉 薫君） 七戸議員。

○13番（七戸輝彦君） 一般論として伺いたいのですが、次の入居者に対して、例えば自分でクロスを修理してくださいとか、自分で掃除してから入居してくださいとか、このようなことって、言うことはありますか。この辺の明確なルールというのは、どのようになっているのでしょうか。

○議長（千葉 薫君） 森経済部長。

○経済部長（森 寿浩君） 明確なルールということには、特に持ってはいないのですが、でも、済みません、ちょっと待ってください。

○議長（千葉 薫君） 部長、休憩取りますか、時間取りますか。

暫時ちょっと休憩します。

(午前10時13分)

○議長(千葉 薫君) 休憩解きます。

(午前10時14分)

○議長(千葉 薫君) 森経済部長。

○経済部長(森 寿浩君) 済みません。ありがとうございます。

○議長(千葉 薫君) いいですか。

それでは、七戸議員。

○13番(七戸輝彦君) 例えば、こういうことなのですよ。わかりやすくご説明しますと、次の方が入居しようとしたときにクロスが汚れていたと、それは立ち会いのもとに確認したときに、少なくとも汚れていたというのは、次の入る人というのは何の責任もないわけですよ。これが、「ご自分でクロス張りかえられるのなら、どうぞ」と、こういう表現をしたのでは、やはりこれは違うような気がするのです。汚損の程度にもよると思うのですけれども、明らかにカビの生えたクロスとか、それというのはカビの生えない状態で渡すのが当然だと思いますし、そういうことを入居者に対して、言った言わないのことなのですよけれども、求めたとしたら、これはまた大変なことなので、そういう例もあるように何件かから聞いているわけです。その辺の事実関係といいますか、そういうことは役場のほうではないと思うのですけれども、実際のところ軽い気持ちで言うこともあるのかなとは思います。そこのところ、ちょっと教えてください。具体的に。どうでしょうか。

○議長(千葉 薫君) 森経済部長。

○経済部長(森 寿浩君) 大変申しわけないと思います。基本的には、先ほどから申し上げましたとおり、今まで入居されていた方に原因があってという場合は、修繕をしていただくということになります。町もその状況を見て、やるべきところがあればやるということになりますので、新たに入居される方にクロスを張りかえてくれとか、そういったことは基本的にはないというふうに思います。

恐らく経年劣化といいますか、クロスなども国のガイドブックなどでは6年とか耐用年数ありますけれども、普通にやれば10年、あるいは20年という長持ちもするとは思いますが、そこら辺で町の担当者の見解、まだ大丈夫かなと。そして入居される方が、取りかえてほしいなというような中で、その判断というのは非常に難しいと思うのですが、そういった判断の違いというものは実際にあると思いますけれども、通常で考えれば、新たに入った方にやってくださいということにはならないかというふうには思います。

○議長(千葉 薫君) 七戸議員。

○13番(七戸輝彦君) わかりました。正式に話したわけではないと思うのです。先ほどのことですね。ただ、私、仕事柄、結構入退去時に仕事で立ち会うのですよね。家業が家電屋ということで、入るときには必ずアンテナの線つなげに行くとか、そういうとき

にあちこち、意地が悪いようですけれども、確認するのです。それは相手の方から、こうなのだよという話をされて、これが結構ですね、私も民間の借家やっていますけれども、はっきり言うと、掃除が細かいところまで行き届いていないのですよね。

せっかくきょうここでこの話させていただきますので、お話ししますけれども、例えば台所の換気扇、それから台所のレンジ回り、油污れの洗剤を使えば簡単に取れるのではないかというところ、触るとべたべたなのですよね。このまんま次の方に引き渡している状態です。そう悪いところばかりでないのですよ。洞爺湖町の住宅は、畳の張りかえというのは、本当にまめにやっているなど、いつも感じているのです。ただ、そういう水回りとか風呂回りですね、相当厳しい状態で貸しているものですから、できればハウスクリーニングといえますか、そういうような業者入れるのが本当なのだと思いますけれども、職員の方がやっているのであれば、もう少し退去した後、手入れをしていただきたいな、あるいはクリーニングをしていただきたいと思うのですね。

それで一般の民間のアパートあたりで、私の経験上からなのだと思いますけれども、大体夫婦で掃除して二日かかります。退去された後の掃除、それだけのことをします。わずか15坪程度の貸家なのだと思いますけれども、本業でもないのにハウスクリーニング、本業でもないのにそれぐらいの時間はかかるのですけれども、それだけの手間かけてもらえれば、もっともっとピカピカになったり、油污れとか風呂場のカビだとか、そういう部分というのはきれいになるか思います。退去される人のせいだと言われても、やっぱりその後に貸し手側が、手加えなければならぬのではないかなと思っています。こういうところの出た後のクリーニングの状況というのはどのようなになっていますか。

○議長（千葉 薫君） 森経済部長。

○経済部長（森 寿浩君） 特に、ハウスクリーニングとか、退去の時にやるという取り組みもしていません。基本的に議員おっしゃったように、退去される方がある程度は掃除をしていただくという中で、私どもチェックをしております。そういったべとべとの状況とかあるということでございますので、こういうところについては、特に注意をしたいというふうに思います。

○議長（千葉 薫君） 七戸議員。

○13番（七戸輝彦君） やはり退去される方というのは、そこは自分の財産ではないのですよね。それで次にお貸しするというときには、やっぱりその財産を長く持たせるとか、美化するというのは当然の話だと思うのですね。だから、退去されてから次の方が入居されるまでの間に、クリーニングというワンクッションというのは、私はあってしかるべきだと思うのです。

職員の方も結構忙しいでしょうけれども、職員の方がするなり、クリーニングの業者に出すなりすれば、もっともときれいな状態で貸せるのではないかなと。きれいな状態で貸すと、退去されるときもきれいな状態です。それは経験上、間違いのないことです。だから、民間とは感覚が違うのかなと思っています。

ルールとして、先ほど、部長のほうからありましたように、国土交通省の基準だと、6年でクロスの張りかえとかということがあるようですけれども、それは余りにも短すぎて逆にもったいないというような気がします。使われる方の状態にもよるのですけれども、そういうように考えています。

何か公営住宅というと、町で持っているような気がするのですけれども、やっぱりこれも町の財産でして、強いては町民の財産と、そういうようなことを考えると、やはりもっときちっとした状態で次の方に引き渡していただくと。そういう明確なルールがないまでも、その考え方を一歩前進させてもらいたいと思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（千葉 薫君） 森経済部長。

○経済部長（森 寿浩君） 私どもも公営住宅というのは、当然、町の住宅でございますし、入っていただく方に、きれいな状態で入っていただきたいということは思っております。数的には、政策空き家も含めて751という数があるわけですが、民間の手を入れて掃除するというのも、これは費用的なことも考えますと、なかなか難しいのではないかなというふうには思います。

今、できる限り入居して退去される方に、基本的な部分というのはやっていただくということは基本路線ではありますけれども、担当者等も含めて、少しその点については考えてみたいというふうに思います。

○議長（千葉 薫君） 七戸議員。

○13番（七戸輝彦君） それでは、次の質問に移りたいと思います。これ以前に質問したのですけれども、それを質問したいと思います。

2番目の長い期間、神社などが建っている町有地の取り扱いについてということです。

2012年の9月に一般質問で、さきに伺っています。これの主な内容というのは、砂川政教分離訴訟の最高裁判決を受けて、月浦と花和の神社の敷地である町有地を無償譲渡するという町の方角というのが、2012年の9月に示されたのです。その後の経過について、聞きたいと思います。

長い期間、神社などが建っている町有地についてという質問です。2010年には最高裁、北海道砂川市が二つの神社に無償で提供していると。日本国憲法の政教分離に反するとして、2004年にこれが提訴されました。二つのことについて、合憲と違憲ということで判断されています。

判決につきましては、簡単に申しますと、市が神社に無償で土地を貸しているのは憲法違反であるとしながらも、一方では、市が神社に無償で土地を譲渡することは合憲としました。資料の末節を省きますが、それが砂川政教分離訴訟のあらあら話です。最高裁の最終的な判断ですから、私の口から申し上げるまでもなく、そのまま判例による法律であると。

2年前の質問では、花和にある神社と月浦にある神社の敷地がこれが町有地であり、こ

の判例に反する状態ではないかなということをお話させていただきました。それから、ちょうど2年がたちましたので、何も正式には聞いていないのですけれども、担当の方はどうも動いているようには見えます。しつこいようでも、前の会議でも言わせていただいたのですけれども、せっかく仕事していて動きがあるわけですから、議会で出たものについては議会に報告していただきたいと。あるいは質問者に電話一本くれるなり、そういうふうにしていただきたいと。何も知らされないのであれば、何もしてないかなと、そういうふうに使われますので、よろしくお願いいたします。

改めて、このことについて2年間の経過と現在どのようになっているか、伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（千葉 薫君） 毛利総務課長。

○総務課長（毛利敏夫君） 町有地にあります神社敷地につきまして、その後の経過についてのご質問でございますが、市有地を神社施設の敷地として無償で使用させることは、憲法違反であるとの判決が出され、町といたしましても違憲状態の解消、さらには町に寄附された経緯などもあり、無償譲与を含め関係者と協議を行ってまいりたいと、平成24年9月議会において答弁を行ったところでございます。

その後の経緯につきましては、町といたしまして、違憲状態の解消、さらには町に寄附をされた経緯、また長年にわたり地域の方々により管理されていた状況などを検討した結果、神社敷地を自治会に無償譲渡し、管理していただくことが最良と判断をいたしまして、自治会の関係者と協議を重ねてまいりました。これにより、二つの自治会に対しまして、町の考え方や不動産を保有するに当たりまして、法人格を有しなければならない、地縁団体という制度がございますけれども、それを成立しなければならないことについても、説明を行ってきたところでございます。

その後、月浦自治会の役員会などで、当該敷地の無償譲与と地縁団体の成立の了承をいただきまして、本年3月30日に月浦自治会の総会におきまして、地縁団体の手続を行うための自治会の会則の改正や代表者の決定、神社敷地を保有することなどの議決をいただいたところでございます。その後、4月17日に月浦自治会の地縁団体の許可の決定、さらに6月17日に自治会と譲与契約を締結を行いまして、今月初めに所有権移転登記が完了したところでございます。

また、もう1カ所の花和神社につきましては、花和自治会に説明をしておりますが、明年1月に予定されております総会において、議決をしていただくように協議を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（千葉 薫君） 七戸議員。

○13番（七戸輝彦君） ちゃんとしっかり仕事をしていただいて、そこまで進んでいるということですね。せっかくだから、こういうふうに2度目の質問される前に、全員協議会のときとかで説明してもらえば、総務課長、すごいな、真屋町長、すごなど、こういう

ことにもなると思いますので、ぜひ肅々と進めている仕事。特に、土地の譲渡ということについては、これは議会側に、議会から出た話でなくても、ぜひ早いうちに知らせていただきたいと思います。今月の初めに決まったということでもありますので、なかなかそのチャンスもなかったのかなと思います。その前段でもお話いただけたのではないかなと、そういうふうに思っています。

議員の一般質問とか頼み事について、なかなか返事が返ってこない、議員だけではなくそれから町民の質問についてもなかなか返事が返ってこないという苦情があったというのを、たびたび議会でも申し上げてまいりました。このごろの新聞記事でありますけれども、どことは申し上げませんが、他の自治体でもそれぞれの同じような悩みがあって、一般質問で取り上げたけれども、その一般質問の返事の行方はどこへ行ったのだろうかということを、議会のほうで明らかにしようとしていると。

ほかの議会のすることですから、これがどうこうということもないのですが、やっぱりひょっとしたら私は前回お話ししたことも、返事が返ってこないのだとお話ししたことも実は少し間違っていたのかなと、自分で反省している部分もあります。やはり返事が返ってこないのであれば、返事が返ってこない事情もあるでしょうし、それを質問した私のほうにも半分ぐらい責任があるのではないかなと、そのように思っています。

ここで町長に伺っておきたいのですが、議会の開会前には一般質問の勉強会なんかも開いているのは、ちらちらちらちらと見えるのですが、これを終わった後、議会が終わった後、同じようにして、同じぐらいの時間かけてとは申し上げませんが、やはりこの質問に対する答弁とかの精査というのは、あるいはその指示というのは会議を起こしてしているのでしょうか、そのところだけ1点伺いたいです。

○議長（千葉 薫君） 八木橋副町長。

○副町長（八木橋 隆君） 一般質問のその結果等々、十分に説明しきれてないというご指摘でございます。

一般質問、当然、勉強会もやります。町長、常々、職員にはいわゆる一般質問で答弁したことについて、言いつばなしではだめだと。必ずきちっと経過等を私どもに、上のほうに上げてもらって、こういう考えで今動いていると、そういう状態、事務の状態は今までも続いておりますし、その部分では適正に処理されていると思います。

ただ、今回のケースですけれども、担当としては1カ所は解消できたと、もう一つが残っていますと、時期を見てこれが完了すれば、行政報告なり所管の委員会に報告するなり、そういうふうな対応を考えているということでございまして、そういう面から言えば、今回のケースは足らざる部分があったというふうには理解をしています。今後ともしっかりとその辺は気をつけてやっていきたいと考えてございまして、一般の住民の要望に対しましては、地域相談員制度、地域担当職員制度、これも定着してございます。この中ではきちっと決めてございまして、早急に対応できるもの、若干時間を要するもの、検討できる、これからしばらく検討の時間をいただくものと、そういう区分をしまして、それ

については直接自治会なりご本人に回答するに努めておりますので、そこら辺では従前は言いつばなしで、何も役場が対応してくれないという住民の不満はあったかと思いますが、近年はそういう状態はないのではないかと、私はそういうふうを考えてございます。

○議長（千葉 薫君） 七戸議員。

○13番（七戸輝彦君） 住民に対しても議員に対しても、返事が早くなってきたというのは間違いありません。たまにぼろっぼろっと手から落ちるのはあるようですけれども、そういう場合に、改めてこちらから話するというのもいいのではないかなと思います。

先ほどの、今の答弁でいいですね、わかりました。それでは、この質問を終わります。

一般質問、再度しているのは次の質問なのですけれども、当然、時間のかかるものもあるし、考え方のアウトラインだけ押さえていかなければならないものとか、いろいろあると思うのです。予算がほとんどかからないで、すぐ町の職員の手でできるものというのは、案外すぐやってくれているようだし、それはそれでいいのかなと思いますけれども、やっぱり時間のかかるものというのは、私のほうもそんなにそんなにきつく再度申し上げるつもりはないのです。

それは洞爺駅のバリアフリー化ということがそうなのですけれども、やっぱり結構要望が強いものですから、これを質問している私もすぐにできたら、1年や2年でできるなんというふうには考えていません。でも将来の考え方として、町の中心にある洞爺駅、その洞爺駅がどのように立派になっていくか、どのように使いやすくなっていくかというのは、この町の物言わぬ顔といいますか、そういう部分があると思うのです。

前にも、去年の6月に同じ質問をしましたので、なるべく省きたいと思うのですけれども、私が旅行するときというふうのは、都会側に出ていくことが多いのですよね。だから、エレベーター・エスカレーター設置しているところなので、すごく逆に行きやすいです。少しこのごろ痩せましたから、足も丈夫になったのですけれども、一番太い時代は124キロぐらいまでありましたので、歩くのも相当大変だということで、乗りかえの駅とかエレベーターのあるところ、エスカレーターのあるところを選んで、そこでおりてとか、そういうことをよくしていました。

余りごちゃごちゃ言わないで質問したいと思います。例えば、我が家のことをお話ししますと、いろいろな人が集まる家なのです。いろいろな人が来ます。事情があって本来的には正座が得意な人が多いはずなのですけれども、それでも70歳近くなれば大抵の方が椅子を使うようになります。この年代は椅子が大事で階段が苦手、そして旅行はなるべく身軽に歩くと、身軽にしていくという、こういう年代でもあります。

ところが前回も話ししました。思いもよらぬ話を聞いたのはこのことです。函館方面に行く特急については、つまり上りですね、これについては洞爺駅を使うが、札幌方面に行く下りの特急は、伊達紋別駅でおりて息子に迎えに来てもらおうと、こういうような話でした。なぜかという、片方は洞爺駅の駅側にとまって、階段を上らなくていいのだけれど

も、その反対になってしまうと、階段を上って改札までいかなければならない。だから、わざわざ伊達まで行って改札真っすぐ行けるように、階段上らないようにという手を使うのだ、こういうことを聞きました。

これなかなか大変なことでして、このことというのは他人事でなくて、ひざ痛めている方、私なんかも集まるところに行くとき椅子探しますし、結構大変です。つまりそこまでいくと、今度、旅行するときにバリアフリーになっている駅なのかどうかと洞爺駅、洞爺湖温泉に遠くから来て行きたいのだけれども、バリアフリーになっている駅なのか。小さなエレベーターだけでもあるのだろうか、その辺というのはやっぱり調べてこられる方、調べるのですね。

私も東京へ行くときには駅の構内図を出して、この駅エスカレーターないかと、次の駅に行ったり、そういうことまでしています。それが60歳の私の現実です。階段の駅、下げて歩く理由があります。今の車輪がついたコロコロコロコロと引っ張って歩く、スーツケースを連れて歩きますよね、そうすると階段上るときがやっぱり大変なのです。そのスーツケースに合わせて物入れますから、昔よりは重い物を運んでいるような感じになります。そういうのを旅のお供に連れて歩くものですから、結構階段きついです。

仮に、私が東京近郊に住んでいて、北海道旅行を思い立ったとします。そしてインターネットで調べて、風光明媚な洞爺湖の姿、それが写真でヒットして、洞爺湖温泉の観光に焦点を合わせて、いろいろなことを計画したとします。しかし、洞爺駅にエレベーターがないということで、観光の目的としての順位というのは、私だったらぐっと下がってしまいます。このエレベーターとかエスカレーターという話は、どれほどのお金を投入しなければならないのかとか、ＪＲとの協議というのはどれぐら難しいものかというのは、わからないわけではありません。

でも洞爺湖の中で、議員たちが集まった中で、畳の上で集まるときというのは、椅子を求めるのは私一人なので、特に代表してしゃべっているつもりです。町長もひどく腰痛めた時期があるので、そういうので苦勞されていたので、言っていることは町長は十分承知だと思うのです。できるできないは別にして、先ほども言いましたように、そんなに簡単にできるものではないと思っていますので、バリアフリー化は必要かどうかと思うことをきょうはメインに町長に聞きたいのです。そのことについて、お伺いしたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 今、議員おっしゃったとおり、都会に行きますと、非常にエスカレーター・エレベーターが整備されていて、利用しやすいそういう状況がある中で、地方に来ると、残念ながらエレベーターもエスカレーターもないということでございまして、私どものほうといたしましても、何とかエレベーターをつけていただきたい、これはかねてからＪＲのほうに要望しているところでございます。日胆戦略会議で、ＪＲの本部のほうから役員が来られたとき、また昨年になりますけれども、ＪＲ本社のほうから役員が当町を訪れたとき、またつい最近ですと、この間西胆振総合開発期成会で、初めてＪＲ本社を

お邪魔させていただきました。そのときに、私どものほうからも伊達市長のほうからも、このエレベーターについてはぜひＪＲが、本腰を入れて取り組んでほしいということを訴えてきたところがございますが、いかんせん乗降率の問題、そしてどれだけ利用しているのかそういう問題等々加えた中で、ＪＲのほうでは今なかなか厳しい状況があると。再三にわたって同じ答えが、本当に２年くらい前から同じような答えで聞いているところがございますが、何としても私ども地域、観光地でもございます。そして今おっしゃっていただいたように、旅行客が重いスーツケースを持って階段を上り下り、こういうことでは田舎がますます疲弊してしまうということもありまして、事あるごとにＪＲのほうには何とかエレベーターをつけてほしいという要望はしてまいっているつもりですし、今後ともそういう要望をしてまいりたいというふうに考えております。

また、気持ちの中では、本当に早くにエレベーターがついていただければなど、ＪＲだけでどうにもならないということであれば、今、地方再生、新しく担当大臣もできたようでございます。地方が疲弊しては、それこそ困るということも町として訴えていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（千葉 薫君） 七戸議員。

○１３番（七戸輝彦君） 町長の気持ち、よくわかりました。

2016年３月でしたか、新函館北斗まで必ず新幹線はやってきますね、そういう意味での観光を中心とした意味でもバリアフリー化というのは必要なのですけれども、と思うのですが、先ほど申し上げましたように、この町の顔ということもあります。どういう顔かといいますと、高齢者の方とか障害のある方、あるいは乳母車を押しながらも洞爺観光を楽しんでいただけるという点と、当町には北海道有数の社会福祉法人の本拠地ということもあります。ある意味では、福祉の町というイメージもあるのだと思います。そういう意味でも、ぜひそういう方々にも優しいまちづくりという観点、そういう観点から今の町長の言われた行動をずっと持続していただきたいなと思います。

もう一つ最後に、観光の町です。私、いっつも思っていて、きょう初めて申し上げるのですけれども、ひょっとしたら議会には適切でない言葉なのかもしれません。ぜひ周りの自治体とか、多くの方々と一緒に行動を起こすのは結構です。観光の町である限り、よそを出し抜いてでもやっていただきたいなと、そのように思う事業の一つでもありますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上、質問終わります。

○議長（千葉 薫君） これで、13番、七戸議員の質問を終わります。

休憩を取らずに、一般質問を続けます。

次に、５番、板垣議員の質問を許します。

５番、板垣議員。

○５番（板垣正人君） おはようございます。５番、板垣でございます。今回は２件について質問を通告しております。通告順に従って質問していきたいと思いますので、よろしく

お願いします。

初めに、まず消防団の処遇改善についてということで、一つ出しております。

この質問要旨の中で、一々読み上げますけれども、昨年国会で消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が成立しました。当町として、どのような施策が講じられたのかお聞きしますという質問しております。

昨年、国会で地域防災の中核として消防団が、今、位置づけられたというような格好になっております。今、いろいろな災害、きのうの防災の話もありました。災害の話もありましたけれども、これからは本当に消防団という立場の方々が、いろいろな防災という部分で我々みたい特に小さい町にとっては、非常に大変な存在になっていくのではないかなと思っております。

それも基本的に消防団という方も、半分ボランティアと言いながらやっておりますけれども、その中で処遇改善ということで全国的に見たら、まだうちの西胆振消防団は処遇的にはいいのかなと、私個人的には感じておりますけれども、ただ、当町としては必ず来る有珠山噴火というのは、有珠山噴火というのは1回噴火すると、すごい長い時間・長き期間が必要なわけです。今、大雨災害だとか地震災害とかいろいろありますけれども、その中で有珠山噴火災害というのは本当に必ず来る災害で、そして期間の長い災害であります。

そういうことで必ず来るという、当町にとって消防団員さんというのは、非常に心強い存在なのかなと。いざ1回災害起きると、一番最初にまず地元にとっては消防関係方々、もちろん役場職員の方、また団員さん、その人方が一番最初に対応していただける、そういった方がいるから町民も少しでも安心していただけるというのがありますけれども、その中で消防団員さんというのは結構いろいろな職業持ったりなんかして大変な中で、いろいろな訓練受けたりしておりますので、そのような処遇改善ということがどうなっているのかということでお聞きしたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 鈴木企画防災課長。

○企画防災課長（鈴木清隆君） 昨年、臨時国会で議員立法により、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が成立されたところであります。

地域における防災体制を強化を図ることを基本理念としておりまして、やはり消防団の強化、これが重要となっています。強化の中に関しましては、消防団への加入促進、公務員の消防団との兼職に関する特例、事業者の協力、消防団員の処遇改善、または消防団の整備、改善等いろいろ出ているところであります。

今、中間報告もまとめられているところでありますけれども、多くはまず消防団員の処遇改善というのがございまして、水害、火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合においての手当の充実、また公務災害、退職奨励金等の補償ということが出ております。ことし、26年4月1日から退職報奨金につきましては、全階級一律5万円の引き上げという形で、そういう部分での消防団への処遇改善等、今、行っているところでございます。

○議長（千葉 薫君） 板垣議員。

○5番（板垣正人君） 今、課長からる説明ありました。本当にそのとおりだと思います。今、最後のほうに出た退職報奨金の5万円とか、プラスになっているということが、私もネットで調べたらわかりました。そのときに、こういうことが基本的に団員さんまでみんな知っているのかなと、私、聞いた中で知らないという人結構多いので、何か自分たちの立場も、どういう立場なのかわからないでやっている方も大勢とは言いませんけれども、何人かいますので、この辺もきっちり説明してあげたらいいのではないかなと、私、思っております。

また、これ調べれば、要するに例えば、消防団員の人が出動します。出動したときに出勤手当をいただきますよね、あと年間の報酬とかあるのですけれども、これ一応、出勤回数によって国からの交付税措置があるみたいだということで、その金額と、実際出勤手当になっている金額が、結構差があるなど。あともう一つは、それでも全国的に比べれば、まだ当町の場合はいいのですけれども、その辺のところはどういうふうになっているのかなということをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 鈴木企画防災課長。

○企画防災課長（鈴木清隆君） 消防団員が活動に当たる部分で1日につき、組合の消防の活動では5,000円、会議出席につきましては4,300円の費用弁償を支給しております。全国平均でいきますと、2,562円となっているところでありまして、交付税の措置の基準としては七千数百円、出ているところですが、その金額全てではなく、団としてのほかの経費等も入れた中で、一律出動に関して5,000円というのを出しております。

ただ、この金額につきましても4市町で統一した金額となっておりまして、当町だけの部分ではなく、伊達市、牡警町、豊浦町、そして洞爺湖町、全体の統一した金額として費用弁償として支給しているところでございます。

○議長（千葉 薫君） 板垣議員。

○5番（板垣正人君） 交付税措置されている部分が7,000円ありますよ。でもいろいろなあるから、組合消防としては5,000円でやっていますみたいなお話だと思います。

ただこれ、私、一つでも、少しでもやっぱり処遇改善するために当町、組合のほうにも投げかけるというか、金額は別にしても少しでも処遇改善していきますということは、何かの会議でも何でもいいですから話し合っていくべきだと、私は思うのですよね。今、このまま、この金額で決まっているから、このままずっといくのだというものでもないような気がしますけれども、その辺の考え方はいかがですか。

○議長（千葉 薫君） 鈴木企画防災課長。

○企画防災課長（鈴木清隆君） 地域防災力の充実強化に関する法律、成立しているところでありますし、この中で消防団どのような処遇をされているかという部分は、今後、うちは第1分団から第4分団まであるのですけれども、消防署のほうから、そういう対処遇ということで周知していきたいと思っております。

また、金額の部分については、先ほど話ししたとおり4市町で結論しているところでも

ございますので、その部分に関しては今後どのような方向性になるのか、検討していかないといけないところですが、今のところ周辺で決めるものではありませんけれども、室蘭の消防の関係に関しても1回5,000円、また登別の消防団に関しましては3,300円という部分の中で、決して7,000円には満たされてはいませんが、周辺の部分でも低い金額ではないと判断しているところでもありますので、また、先ほどお話ししたとおり、東日本大震災以降、消防団、救助に駆けつけて亡くなられている方がたくさんいらっしゃいます。そうした中で公務災害の補償、また退職奨励金等の階級・年齢等によって金額が上がっている部分、当然あります。そうした中も今後、団員の方々にも周知していくようにはしていきたいと考えております。

○議長（千葉 薫君） 板垣議員。

○5番（板垣正人君） そのとおり周知していただきたいと思いますが、本当に処遇改善というのは金額だけではないですけれども、いろいろな例えば研修だとか訓練の充実だとか、また装備品の少しでも安全に活動できるような装備品を用意するとか、そういうことも全ての処遇改善であります。と思っておりますけれども、その辺のことともう一つ。

きのうも話ありましたけれども、例えば自治会等の自主防災だとか、そういうのに例えば消防の職団員が行って、リーダー的にその地域で指示して、いろいろな防災のリーダーづくりというのですか、消防団といっても一般の方ですが、そういう方についても処遇を少しでも改善してあげて、そういうところで自主防災組織をつくっていただけるようなリーダー的にやってもらって、そして次のリーダーをまたつくっていくみたいな、そんな形で基本的に防災だとかって、雨が降って大雨が降りました。あちこちでいろいろな災害がありましたというのは、結構、話ずっと盛り上げて、それをしばらくの間、また忘れたころにやって来るのでなくならない。でも消防団という組織がきちっとずっと永遠にありますから、その辺がきちっとやっていけばいいのかなと、私は個人的に思っているのですけれども、その辺の考え方がですか。

○議長（千葉 薫君） 鈴木企画防災課長。

○企画防災課長（鈴木清隆君） 10月4日の避難訓練、津波もありますけれども、このときにも消防だけではなく、消防団の方々にもご協力をいただいて、地域の避難に関してご協力をしていただく形になっております。

今、議員お話は、自主防災組織つくる中で地域の消防団の方々が、逆にリーダーになっていただく部分も大切な部分であるかと思っておりますので、その組織立ち上げの時点で、いろいろな方々に協力をしていただく中で、消防団の方々もその中でできていただければと思います。

また、消防に関しましては、町が行っていますいろいろな事業に関して協力していただくような中で、当然、消防団員の方々も快く支援をしていただいているところでもありますので、この大切な消防団員の方々、今後も協力しあって運営していきたいと考えております。

○議長（千葉 薫君） 板垣議員。

○5番（板垣正人君） 今、自主防災のリーダー的という話ししましたけれども、国では大した金額ではないのですけれども、平成26年当初予算で4,000万円ぐらい防災として資機材を用意するためとか、そういう予算もつけたとかと。どこまでどういうふうになっているのかわかりませんが、そういうことも一つ調べていただいて、当町で本当にいろいろな、この町は先ほど有珠山噴火の話もしました。もちろん大地震があったら、津波のこともありますし、また大雨もあります。今の災害というのは、今まで想定外、想定外で、想定外ばかりのことがあるということがこれからの災害だということか、大雨だったりする自然災害だと。

自然災害ですけれども、要するに今回の北海道雨降ったときでも、広島もそうですけれども、本当にかわいそうな、本当大変なところですよ。大変なことになったと思っていますけれども、北海道のほうで雨降りました。たまたま当町は幸運なこと、幸いなことにそんなに雨も降らないで、そんな被害もなかったですけれども、山越えて向こう側、登別へ行くところすごく集中的にそこばかり、これでもかこれでもかというふうに1日じゅう、1日、2日も。だけれども、それがもし、うちの町だったらどうなのだろうかと、もしかしたら泥流のこともあるかもしれない、また山崩れもあるかもしれない。

今から16年前に月浦というか、温泉と月浦の間のお墓のところが崩れたことがありましたよね。あれが下のほうには家が、お墓も大変ですけれども、もし人が住んでいたというのを考えたら、大変なことになったのかなとか、やっぱり災害、たった10年か15年、遭えるわけです。だから、これからは必ずあるということが前提で、そのためには「そういう場合災害一緒に行きましょう」とか何とか、いろいろなことをやるのは消防団の力というのは、そういうときすごく発揮してくれるのかなと。水を少しでも別なほうへ流してくれるにしても、そういうことというのは知識も意識もあると思いますので、どうしてもそういう意味では少しでもいろいろな部分で改善をしていていただきたいなど、私は思っています。いただきたいというよりも、しなければだめだぐらいなふうに思っていますので、その辺のことに限っては、その辺の考え方がかなものでしょうか。

○議長（千葉 薫君） 鈴木企画防災課長。

○企画防災課長（鈴木清隆君） 先ほどもお話ししたとおり、充実強化に関する法律も今、中間報告が出ている中で、まだまだ足りないところがあるという部分が出ているところがございます。

先ほども言いました消防団の処遇改善、また装備の改善等、今後やはり財政上の措置もありますけれども、そういう部分でも消防団が活動しやすい環境を整えていく部分では、町としても検討、検討という言葉また使うとあれですけれども、検討していきたいと思っています。

○議長（千葉 薫君） 板垣議員。

○5番（板垣正人君） 消防団も処遇改善ということですけど、僕はたまたま温泉に住んで

いる者として、噴火前までは温泉に消防署があって、署員もいて、いろいろな活動、救急車もちろんありました。それがだんだんだんだんいろいろな部分で救急車もなくなり、消防署員もいなくなり、でもポンプ車だけ1台残っているのですよね。前は団員なんて運転すること考えられなかったけれども、今はサイレン鳴ったら、まず団員がそのところに走って行って、そこで四、五人集まるまでちょっと待って、そしてすぐポンプ車に乗って団員が運転して、火事場に、現場に行くと。災害でも現場に行くというようなシステムになっているのですけれども、私、自分も消防団員やっていたこと20年ぐらいあるのですけれども、そのころというのは絶対そんなこと考えられなかったと。

消防の車を触らせ、ホースだとかそういうのは団員も持ちますけれども、車ごと運転して、そういうことは考えられなかった。今はそこまで、縮小だとかいろいろなことがあってやっていて、そういう方が見たら、大変だなと、そういうことまでやるということはね。そういうことも含めて、私、今回こういう質問もしたいなと思ったのですよね。その辺の実態はどうですか、わかっています。

○議長（千葉 薫君） 鈴木企画防災課長。

○企画防災課長（鈴木清隆君） 西胆振消防組合、洞爺湖消防団のまず定数であります、条例定数では128名となっております。実人数は126人となっており、2名の欠員となっておりますけれども、内訳につきましては、男性110人、女性14人となっており、虻田地区第1分団につきましては46人、女性4名となっております。温泉地区の第2分団につきましては35人、そのうち女性団員が5名という形となっております。洞爺地区におきましては、第3・第4分団で44名、女性団員が5名という形になっています。

人数的には定数を2名減という形になって、それでも人数は合いますけれども、やはり地域によって大変な部分が出ているのは、当然理解しているところであります。洞爺湖町においても災害が発生したとき、消防団の協力がなければならないので、地域防災力強化に向けた取り組みとして、今後も消防団員の支援という部分は行っていきたいと思っております。

○議長（千葉 薫君） 板垣議員。

○5番（板垣正人君） 質問していることとちょっとずれましたけれども、要するに消防団の待遇というか処遇というのは、消防団の人が活躍していただけることによって、消防団員だけではなくて、町民のいろいろな防災だとか減災、または命も含めて救われるのかなと、きちっとした訓練等いろいろやっていっていただければね。そういう部分で私、消防団だけではなくて、町に住んでいる方々のためにもなるということで質問させていただいておりますので、ぜひこの辺の処遇改善という部分は、きちっとやっていただきたいと思っております。

次、(2)のほうに移ります。

今、団員の数の話ありましたけれども、団員の減少や、また高齢化などと深刻な問題ですが、若手の町の職員や新規採用職員等に入団を進めるべきと思いますが、町の考えはと

いうことで通告させていただいております。

この辺は、なぜこういう質問をしたかという、今、たまたま I ターンというか U ターン組で若い方々が来ていただいて、少しはその団の編成にもよりますけれども、若手の方もふえてきていますけれども、基本的に高齢化も否めないなど。また、先ほど定数もありましたけれども、二人減という話でしたけれども、実は定数も 20 年ぐらい前に比べると、定数自体が相当減っているのではないかなと思っております。その辺のことも含めて、そのためにも足りない部分でも町職員だとか新規採用の人方、無理やり入れとは言えるものでもないと思いますけれども、そういう形の中で少し進めていただければ、たまたま若手の職員が入りましたと。団員さんというのは、いろいろな方がいます。いろいろな職業の方がいます。役場内部だけでは教育されないようなことでも、いろいろな部分の教えていただけますし、世間もわかりますし、町の事情もわかるということで、いい教育訓練になるのかなと。そういうことで、団員さんにも少しでも協力していただければどうなのかなと思って、今回ご質問しましたけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（千葉 薫君） 毛利総務課長。

○総務課長（毛利敏夫君） 消防団への入団の進めについてのご質問でございますけれども、昨年 12 月に成立いたしました消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の第 10 条に、公務員の消防団員との兼職に関する特例にかかわる規定が定められたところでございます。また、本年 4 月 25 日付で総務大臣より、消防団のさらなる充実についての書簡で依頼もでございます。

町いたしましても、地域防災の推進や職員として防災行政の一層の理解を図る上からも強制はできませんけれども、新規職員や若手職員に働きかけを行ってまいりたいと考えているところでございます。

また、消防団に入団している職員でございますけれども、現在 3 名の職員が入団をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（千葉 薫君） 板垣議員。

○5 番（板垣正人君） 今、進めていきたいという話聞きましたので、ちょっと安心しましたけれども、実は本当に最近、話戻りますけれども、繰り返しますけれども、本当に消防団員さんはいろいろな方がいます。若手の職員なんか入ると、いい勉強になるのかなと、逆に思います。訓練ばかりではなくて。また、防災のことも、防災というかそういう訓練いろいろな場面がありますので、そういうことを身で感じるのと、頭だけで感じるのと、全然違うと思います。

そういう中できのうも話し合いをしていた、企画防災のところは少しずつプロの人いたらどうなのという話になったら、もしかしたらそういう人方がリーダー的になっていけるのかなと思ったりもしますし、そういう部分でどんどん進めていただきたいなと思っております。

またもう一つ、消防とちょっと外れますけれども、例えば自治会だとか、地域防災というようなこと含めて、例えば自治会の役員やってもらうだとか、これは若手ばかりではないですけれども、職員の方が少しでも地域に出ていって、いろいろな話を聞く、防災のこと含めて教えてあげる。こういうことあったよということ、そういうことも含めてどんどん地域のというか、自治会等の中にどんどん入っていくべきだなと、今以上に、これから本当にそういうことが必要なのかなと。

要するに、地域防災とか自治会でお願いしますということで、役場から言われたから何だかだとするが、何か一緒にやるということが大事だと思うのですよね。ただ、こういうことになったら、あんた方お願いしますよだけではなくて、そこに職員もいて必ず一緒にそういうふうに苦勞するとかと、そういうことが必要だと思うのですけれども、その辺の考え方がいかがでしょうか。

○議長（千葉 薫君） 今の考え方について。八木橋副町長。

○副町長（八木橋 隆君） ただいまの議員、ご指摘のとおりでございます。やはり防災は全町挙げてやるものでございます。自治会にお任せ、行政は行政でということには決してなりませんので、そういう観点からもやはり自治会に入って、職員が常に防災についての意識啓蒙を図りながら、リーダーとして支えるとかばかりに限らなく、全てについて職員がしっかりと自治会と情報共有、防災に対する考え方、こういうものもしっかり共有する必要がありますので、そこら辺も消防団の方々も全部巻き込んで、全町挙げて取り組むという姿勢には変わりございませんので、今、議員のご指摘のとおり、進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（千葉 薫君） 板垣議員。

○5番（板垣正人君） その点、進めていただきたいと思います。いきなり全部がとは、なかなかならないと思いますけれども、本当にできるところからで結構ですので、先ほどの話に戻ります。我々の町は、有珠山噴火して15年近くになります。町の声だと、あと何年したら噴火するのだべねみたいな話が、ちらほら出てくるような時期になっております。

今までは噴火災害の後かたづけというか、そういうのをずっとやってきて、今、財政的にもそうでしたけれども、これが次の噴火に向けていろいろなことをしていかなければいけないのかな、準備をしていかなければいけないのかなということだと思います。その辺のことも含めて、地域防災意識、また消防団に対する処遇だとか、一町民ですから消防団って。そういう姿が、少しでも意識高く持ってもらって処遇改善しながらいくと、次の噴火の時には少しでも減災、全く災害を防ぐということはできないかもしれないけれども、減災にはできるのかなと思っておりますので、この辺の考え方で、町長一言、感想あれば聞きたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 地域防災力の強化、これは本当にこれから進めていかなければならない大きな課題だというふうに思っております。

今、お話いろいろ聞いておりました中で、実は前から職員の中には部課長会議の中で、ジオパーク推進課、そして企画防災課、ここでは地域防災力の強化ということを目指して、それは職員が一丸として取り組んでもらいたい。自分たちの職務は職務として、同じようにジオの関係、あるいは防災力の関係、これはしっかり自分の職務と同じように対応してもらいたいということを常々話ししてきているところでございますが、ようやくことしの10月、来月からジオの関係、そして防災の関係、これの職員の勉強会を立ち上げることにしました。恐らく何回か、それは繰り返し繰り返しになりますが、職員にしっかり知識を植えつけ、そしてそれが強いては地域に出て、地域のリーダー的存在になれるよう、さらには私どもにはすぐれたジオパークがございますので、これも地域に出て地域の皆さんによく宣伝をしていくというふうなことで、職員が一丸となって取り組んでいかなければならないなというふうにも思っているところでございます。

また、消防団員の資質、あるいは処遇改善等々の問題でもございますが、今、私どもの消防団、非常に訓練も充実しております、優秀な団員がそろっております。確かに、年齢では高くなっている部分がございますが、また反面、若い方も入団しているというものがございます。特に、消防団長みずからが、若い方々を勧誘して歩くということもございました。また、これだけ大きな温泉街を抱えておまして、ホテル・旅館のほうからも何とか出てもらおうということで、ようやくホテルのほうからも団員が入ってきてくれるような状況になりまして、まだ2名ほどの欠員はありますけれども、何とか消防団の整備をしながら。消防団につきましては、さっきも言いましたように、かなり優秀でございまして、いろいろの大会には出ていきながら、それなりの成績をおさめて、非常に優秀だなというふうにも思っていますし、特に火災、あるいは救急業務、あるいは災害もちろんでございますが、今、洞爺湖温泉で事故があったというときなどにつきましても、消防職員と同様に消防団員が出動して、お手伝いをしていただいているという部分がありまして、非常に今、頼もしいなというふうにも思っているところでございますが、より一層研磨をしていただくといいたしめようか、訓練をしていただいて、この洞爺湖町を守っていく、そういう団員に育てていってもらいたいなというふうにも考えているところとでございします。

○議長（千葉 薫君） 板垣議員。

○5番（板垣正人君） 今、町長のお話聞いて、ちょっと力強い言葉だったので、そのとおり本当に今の団員さん大変苦勞されていて、それでもちゃんとやっておりますし、優秀なことも多いということなので、それが永続的にずっといけるような施策でいっていただきたいなと思います。

2番に移ります。話が全然変わるのですけれども、高齢者のボランティアについてということで今回質問させていただいております。質問要旨を読みます。

高齢化社会を迎えて、元気な高齢者の方々に地域ボランティア活動などに協力してもらい、実績等をポイント制（仮称高齢者のボランティアポイント制度）みたいなものをする考えはないかということを質問したいと思います。

なぜこういう質問したかという、日本国でもそうだし、うちの町もそうなのですから、高齡化がどんどん進んでおります。いわゆる団塊の世代というのですか、その方が75歳以上になる2025年と、よくマスコミでも言われますけれども、そういうことを見据えて、高齡者が安心して暮らせるような地域社会をつくり上げていかなければだめだというようなことが、私は大事だと思っております。そのためのシステムというか制度というか、そういうものがこれから大事になっていくのかなと思って、今回こういう質問をさせていただいています。

要するに、みんな高齡化・高齡化というけれども、その中でも元気な高齡者が大勢います。要介護とかならないような方もたくさんいますし、また元気な高齡者の方に例えば社会参加、定年になって何年かたっていても、いろいろなものに社会参加してもらって、例えば自分たちがボランティア活動することによって、例えば介護のボランティアします。そのときに例えば1日に1時間か2時間、ちょっと時間とかそういうのを別にしても、お手伝いすることによってポイントをいただいて、それが1年間ためると何ポイントになってとかとそんなことで、例えば自治体によって違うのですけれども、お金だとか商品だとか介護保険料だとかいろいろなやっている自治体たくさんあります。その辺のことは、当町もあっていいのではないかなと思って、こういう質問をさせていただいておりますけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（千葉 薫君） 皆見健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆見 亨君） 高齡者が地域のサロン、会食会、外出の補助、介護施設等の介護の実施場所等でボランティア活動を行った場合に、ポイントを付加するボランティアポイントの制度を設けている市町村でございますが、平成25年4月現在、全国で209の市町村で取り組まれている状況でございます。

高齡者のボランティアポイント制度導入すべきとのことでございますが、ご指摘のとおり、ボランティア活動を行った高齡者に、実績に応じて換金可能なポイントを付加する制度でございまして、国は介護保険制度において介護予防事業として位置づけ、交付金の対象事業としたものでございます。高齡者が介護施設等でボランティアで得たポイントを、みずからの介護保険料の納付などに充てることができることから、高齡者の介護保険料の負担軽減はもとより、健康増進や生きがいづくりなどにも効果が期待されているところでございます。

高齡者のボランティアポイント制度につきましては、現在、当町が実施している各種介護予防事業など今後の取り組みを含め、介護予防事業全体の効果を見きわめるとともに、既に取り組まれている先駆的な市町村からのご意見や、当町でさまざまなボランティアに取り組まれている方々、また高齡者の方々からのご意見等を伺い、社会福祉協議会やボランティアセンターなどの関係団体と協議のもと、今後の状況を見きわめながら調査研究してまいりたいと思っております。

○議長（千葉 薫君） 板垣議員。

○5番（板垣正人君） 満点に近い答弁ですね、そのとおりなのですよ、介護予防にもなりと。私、指摘したのは、本当、介護予防になるという、要するにそのことによって町の介護保険料だとか、介護のそういうことも含めて軽減されるのではないかなと。

退職されて、しばらく家でぼっとしていると、ならなくてもいい病気になってみたりする人もいますし、また外へ出るといったら寒いからとか暑いからとか、また外へ出たら金かかるしみたいな、だから家にいるという。テレビをずっと見ているみたいな方もいます。ただ、そういう方、元気なのですよ。例えば、一例を挙げれば、東京の稲城市というか、ここでやっているボランティア制というのは、例えば東京ベルディというサッカーがある。そこが、ボランティア支援している方に対して、サッカーを年に1回だけ招待するとか、普通の招待だけではなくて、お客さん入る前にグラウンドに出てもらって、一緒に球蹴って遊ぶ、遊ぶといったら失礼で、そういうことをするとか、そんなことをやってすごく盛り上がっているみたい町もありますし、当町だっていろいろ、いろいろなところといろいろな関係あるわけですから、そういうことでただポイントがどうのこうのだけでなく、やっている方が本当に楽しんで、また、あいつに声かけて一緒にやろうやみたいなことになっていくのかなと。そういうことをもって何というのですか、どんと活用していければいい制度だなと、ポイントもらえるからどうのこうのではなくて、どんどん外へ出ていろいろと活動しようと。

この間の報告ありましたけれども、例えば高齢者入浴だって、どんどん減ってきているわけです。入浴減っているということは、家から出ていないということですから、そういうことも含めて家から出るきっかけがあれば、元気なお年寄りがたくさんいて、いい町になっていくのではないかなと。これから若い人どんどんふやそうふやそうといっても、なかなか当町みたいなところは厳しいとおっています。その中でも元気な人がたくさんいれば、元気な町なわけです。若い人とか高齢者とか関係ないです。元気な人がいっぱいいれば元気な町だと私は思っていますので、この制度、今、課長が満点の答弁したので、私はそれで以上質問しませんけれども、そういうことでどんどん検討を重ねていただきたいなと思います。

終わります。

○議長（千葉 薫君） ご苦労さまでした。

これで、5番、板垣議員の質問を終わります。

ここで休憩に入ります。

再開を11時半とします。

（午前11時20分）

○議長（千葉 薫君） それでは、再開をいたします。

（午前11時30分）

○議長（千葉 薫君） 一般質問を続けます。

次に、3番、松井議員の質問を許します。

3番、松井議員。

○3番（松井保明君） あとお昼まで30分ありますけれども、しばらくの間ひとつ我慢をしてもらって、質問にお答えいただきたいと思います。

私は、このたびの一般質問で2件ほど通告しておりまして、1件はジオパークの件、2件目は認知症の問題を取り上げております。

毎度のことですけれども、私どもはできる限り調べ、またできる限りいろいろと検索しながら、取り上げてきた中で質問いたします。しかし、プロでございませんので、本当のプロでございませんから、どこかで誤解をしていたり、間違っって解釈したりなんていうこともありますので、その節は遠慮なくその点についての答弁をもらい、誤解を解いていきたいと思っています。ひとつそういうことで答弁のほうよろしく願いいたします。

それで最初に、ジオパークの関係から質問したいと思います。

ジオパークという言葉そのものがなかなか、パークまでわかるのですけれども、ジオというのがどこから来た言葉なのか、難しくてもわかりませんが、これは何となくわかるような気がいたします。それで今回ジオパークを取り上げたというのは、せんだってのいわゆる8月の臨時議会、一般会計補正予算の関係で、過疎地域自立活性化推進交付金の採択という名目のもとに提案された関係で、この中で議員二人が、このジオパークをめぐるって質疑されたものでございます。

この議事録を読みますと、大変中身の濃い質疑をされているなと思いました。それで特にジオパークの問題が、問題よりもジオパークというものが、本町で取り上げたいいわゆるその時点から議事録を精査してみますと、21年、そしてこの25年に至るまで8回、一般質問で取り上げられています。そして、された方は全部で5名の議員がジオパークをめぐるって質疑をされております。質問ですね。こういうのを精査して、議事録をずっと読ましてもらっていて、何となくさっき言ったジオの意味、そしてこの町の中でジオというものが必要というか、そういうものを感じておりまして、その質問の中を精査していったときに、ちょうどいわゆる21年の年に質問された方から始まって25年までの間の中で一口で言うと、こういうことを聞いてほしかったな、自分であればこういうことということを経んずん出てきましたので、そういう意味で別に先に質問した人が云々ではなくて、失礼な言葉で言えばその辺を穴埋めというか、すき間を何ほかでも自分で埋めて、それを理解し、その辺を聞いていきたいなと、ただしていきたいなということが、きょうの一般質問でこの問題を取り上げた大きな理由でございます。

さて前段の講釈はいいのですけれども、そこでジオパークというものが、私どもずっと聞いていて気になることがありますので、最初の要旨に入る前に一つの理解を高めたいということから、何点か質問していきたいと思います。

まず1点目は、ジオパークというものがつかさどる、要するにジオパークを上から、上からというのはちょっと余りよくない言葉だけれども、監督するというか、その監督官

庁というのですか、上級官庁はどこなのかなということがどうも出てこないのですね。事業内容をずっと見ると、総務省も関係してないのかなと、それから国土、それから教育の面から文部科学、それから国土の関係、国土庁、そういったものは想像できるのですけれども、まず1点目に、このジオパークをつかさどる上級官庁はどこがこれを監督官庁、また指導するものか、それを最初にお聞きしたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 武川ジオパーク推進課長。

○ジオパーク推進課長（武川正人君） まず、ジオパークですけれども、なかなかまだ住民の皆さんに認知を広くされているところまでは行っていないということでございます。ジオパークは、地球を学び、楽しむ大地の公園ということですが、世界遺産と違ひまして地形・地質だけでなく、貴重な動物や植物を初め文化とか歴史、食べ物までを楽しむことができる公園ということでございます。

ご質問の上級官庁ということでございますけれども、まず世界遺産条例に基づきユネスコの正式なプログラムになっている世界遺産とは異なりまして、ジオパーク自体は正式なプログラムとはなっておりません。このことから、現状ではジオパークに対する国の所管省庁は明確になっていないという状況でございます。そういうことから、総合的な窓口としては不在ですけれども、個別の事業ごとに関連を持たせている状況でございます。

代表的なものは地質の関係から言いますと経済産業省、ユネスコの関係で言うと文部科学省、それから国立公園の関係で言うと環境省、それから過疎対策・地域活性という部分では総務省、これらがかかわりを持っているということでございます。ことしの4月1日付で、新たに環境省国立公園課にジオパークの推進係が設けられ、国の対応にも若干変化が見られております。しかしながら、まだ国の積極的な関与というのはないという状況でございます。

この大きな一因としましては、一般的に言います国の政策誘導、何年間か補助金を出して、その後は地方でということで進められる、国の政策的な事業で立ち上がったものでない。地方からの動きで、このジオパークの事業が進められてきたということがあって、どうしても国の省庁が及び腰といいますか、所管を決めかねるというか、手を挙げていないという状況でございます。そういうことで、日本のジオパークのネットワークの活動としても、今まで以上に強く国に対して、ジオパークの活動への支援を要望していく。それから、国の窓口となるところはどこだということを強く国に申し入れているというような状況でございます。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） そうすると、これは法的位置づけはないということなのか。それと、また同時に、支援策としての法的に何か担保されているものはあるのか、ないのか。

○議長（千葉 薫君） 武川ジオパーク推進課長。

○ジオパーク推進課長（武川正人君） 先ほどもお話ししましたがけれども、世界遺産とは違ひまして、条例に基づくというようなことはございません。

それから、国の法律に基づくということもないということから、現状ではその財源対策含めて、ジオパークの組織本体を動かすというための支援制度というのは、一切ないということでございます。ですので、総務省がかかわりを持っておりますように、地域の活性、それから過疎の対策、それから環境省で言いますと国立公園がジオパーク、今、日本ジオパークが36カ所ございますけれども、そのうち24カ所が国立公園とかぶっているということでありまして、66.7%ぐらいがジオパークのエリアにあるということから、現在は縦の政策分野に対して、地方のほうから事業の提案をして、個別に事業採択を受けて資金を調達するというような動きになってございます。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） わかりました。そういう中で、ジオパークの推進に取り組むということは、大変だなと思います。そういうことになりますと、我が町におけるいわゆるジオパークの到達点というか、目標というのですか、何が最後の到達になるのかなど、どんなことがジオパークという認定を受けたものに対する期待というのですか、我が町としてはどういうものが到達になるのか。いろいろ分野がありますから、その中の一つが到達する可能性もあるし、永遠のものなのかどうか、その辺。質問の要旨の1番になりますが、到達についての答弁をお願いします。

○議長（千葉 薫君） 武川ジオパーク推進課長。

○ジオパーク推進課長（武川正人君） ジオパークは、大地が育んだ貴重な遺産を多数備えた地域が、それらの保全と活用によって経済あるいは文化活動を高めて、その結果として地域振興につなげていく仕組みであるということでございます。

洞爺湖有珠山ジオパーク活動の根底には、ふるさとの豊かな大地と海の恵みを享受、活用するとともに、災害の経験を蓄積・伝承し、次の噴火に備えることで火山との共生を実現するという、この地域ならではの自然との付き合い方があるかと思います。

こういうことを踏まえまして、まず1点目は、ジオパークを活用した教育界の充実だろうというふうに考えてございます。これはなぜかといいますと、ヨーロッパの安定地盤とは異なって変動帯の日本では、ジオパークの知識が世界で最も役に立つ国であろうというふうに言われております。大震災の過酷な経験を、この次の減災につなげていく、そういうことができるのは、日本が唯一だろうというふうに言われているところでございます。

ですから、2点目は、ジオパークの資源のすばらしさを住民が再認識する地域の再発見を促して、それを、資源を活用していくという視点だろうと思います。これによって、自分の地域の魅力を外に向かって発信しようとする意識、あるいは交流者への訪問の動機づけ、これはやはり資源に磨きをかけて売り込む、付加価値をつけていくのだという動きにつながっていくことだろうと思います。

そういうことから言いますと、2点目の地域再発見という部分は、非常に大きなこれからの町の経済にも影響を及ぼすことだろうと思ってございます。ジオの構成要素は地質遺産だけではなくて、火山の恵みである食材、豊富な食材というのも重要な構成要素だとい

う点から、この2点だというふうに考えております。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） これから、そういう自分たちの生きている足元を見直しするということに、意義があるのかなというふうに感じております。

急ぐようですけれども、次の質問に入りたいと思います。次は、質問の中に財源確保ということを通告しております。

私、今、言った数人の議員の方々が、ここ21年から5年までの間に質疑をしていまして、ある議員が財源のことで触れていました。そのときはまだここまで進んでない時期で、最初のほうでしたけれども、やっぱり財源がなくては大変だなと。今、最初に言われたいわゆる監督官庁というものが存在していないと、はっきり。普通は役所でつくられたプログラムというのですか、そういうものがあったり法律があって、その中で支援策とか特別措置法とかあって、大方の上級官庁では市町村に、その事業を進める際には補助金であるとか、また交付税算入であるとかと、いろいろな歳入について満額ではないけれども、裏づけをしてくれると、こういう仕組みで今日まで進んできているわけですね。

そうなると、財源問題というのは、今、言ったように保証されるべきものはないということがわかってきますと、この議事録の中でも真屋町長が何と答えているかという、「今後、財源確保が大きなことなのだと、大変なことなのだ」と。これは、真屋町長に限らず、箱根のジオパークで取り組んでいる山口町長の議事録でも、箱根の議事録でも、やっぱり山口町長も「財源確保が大変だ」というふうに述べられています。そういう点で、我が町のジオパークを取り進んでいく際の財源確保というものについて、どういうふうに考えているのか、その辺をお聞きしたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（千葉 薫君） 武川ジオパーク推進課長。

○ジオパーク推進課長（武川正人君） 財源の確保につきましては、現状を申し上げますと、平成21年、世界の加盟認定を受けてから、協議会の歳出で9,000万円ほどの事業予算でございます。そのうち北海道から交付金ということで5,790万円ほど、全体の事業費の64%ほどが北海道の支援を受けて動かしてきてございます。

さらに、北海道からは人材の派遣ということで職員の派遣も3名、2年ずつ6年間ということで、北海道とこの協議会1市3町が連携をしながら、再認定の先日の審査もくぐったというところでございます。その中で洞爺湖町の負担といたしますのは、5年間で820万円ほどの支出になってございます。これは協議会の負担金ということでございます。現状では、先ほどもお話ししましたように、組織を維持するための資金というのは、国・北海道についても、もう現在はありません。ございません。

そういうことから、ユネスコの正式なプログラム化に向けた動きというのを今、強力に進めている。位置づけがはっきりしたという、世界遺産ほどではないかもしれませんが、国が所管が決まって、国挙げての支援をしていただけるというのを、日本全体のジオパークの加盟地域は待っているという状況でございます。ですので、今の歳入で見込ま

れるものは、それぞれ広告とか民間とかと考えられますけれども、実際はジオパークに関しては、そういう歳入というのは、ほとんど見込めないということがございます。ですので、それぞれ切り口を変えて地域の活性、まちづくりという視点でそれぞれの省庁にアタックをするというような形で財源を確保していくというようなことで、非常に財源確保については厳しい状況が続いておりますけれども、今後そういう形で進めていきたい。

なお、今年度は、5年間820万円かけて協議会のほうで進めてきましたけれども、26年は洞爺湖町単独で1,000万円の交付金をいただいたということで、それぞれ協議会の中での資金を、さらに費用対効果の高い事業として町の単独事業につなげていく、そういう展開がうちの進める、これからも進めていくべきことだろうと考えております。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） 財源というのは大変難しいなと思います。そこで、これは姉妹都市である箱根町の関係で、箱根町のほうではジオパークの関係で有料化しているところがあるのですね、施設の有料化。それがせんだっての箱根の議員との懇談会の中で、その環境をお聞きしましたら、赤字だと、もうかっていないと、そういうことですね。なかなかこういう施設の収入というのは、簡単ではないのかなと思いますけれども、我が町としてはこれを推進していく中で、財源確保の一環として何か施設の有料化というか、どこかで考えているのか、今後また考えるようにしているのかどうか。

それと、せっかく全国のネットワークを含めジオパークを代表している我が町が、真屋町長がいろいろなところへ出かけておりますから、どうですか、よその全国の関係で行って、財源の問題というのはそれほど問題になっていないのかどうか、我が町だけの問題なのかどうか、その辺は町長、どうなのですか。

○議長（千葉 薫君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 今、日本国内でジオパークネットワーク・日本ジオパークネットワークに加盟しているところが36カ所ほどあります。姉妹都市の箱根町も、その加盟の一員でございますが、今、お話聞いている中では、やはりどこの市町村も、どこの関係する団体も非常に財源的には厳しい。自前の持ち出し、例えば一つの町で言いますと、今回、世界ジオパーク登録をする、申請をする日高の類似アポイ岳、ここにつきましては、一つの町で申請をしております。私どもの町は、洞爺湖有珠山ジオパークで1市3町で協議会をつくっております、そこでの費用につきましては、1市3町で費用負担をしているところ。ところが、類似のアポイ岳のところにつきましては、1自治体で費用を捻出しなければならないということで、会議に行くたびにこの費用が非常に問題になっているということが、切実として聞こえてくるところでございますが、今、日本ジオパークに加盟している市町村は、特に自治体、協議会のあるところもありますが、ほとんどが大きな観光地ではありません。

このジオパーク・日本ジオパークの加盟すること、そして世界ジオパークに認定を受けることによって、何とか観光地としていわゆる交流人口が生まれるような、経済が回って

いくようなものにしていきたいということで、ジオパークの加盟団体がふえているのかなというふうに思いますが、大都市等々についてはほとんど入っていない状況がありまして、日本地図でいきますと、北海道、あるいは裏日本、あるいは東北、そちらのほうは今多く加盟をしているところでございまして、一刻も早くユネスコの世界遺産とは同等レベルにならないかもしれないけれども、ユネスコのいわゆる認定を受けれるような団体に昇格をさせていただいて、そして国挙げての支援策をいただけるよう私ども日本ジオパークネットワークとしては、国に対してそれぞれ要請活動をしているところでございまして、それがかなうとなったときに、ある一定の成果が得られるのかなというふうに思いますが、たまたま今回新内閣の中で地方創生担当大臣もできていることから、強くこちらのほうにも私どもが、これからまたアプローチをしていかなければならないなというふうに考えているところでございます。

○議長（千葉 薫君） 武川ジオパーク推進課長。

○ジオパーク推進課長（武川正人君） 施設の関係でご質問にお答えしたいと思います。

箱根含めて、それぞれジオパークとしての施設を持っているところにつきましては、その施設の収入を財源に充てるという形になってございますけれども、洞爺湖町の場合は展示学習施設というのが5カ所、これは入江の高砂貝塚とか、洞爺湖芸術館とか、そういうところが指定になって展示を一部しております。

それから、インフォメーション施設、案内施設ということで道の駅が3カ所ということで、8カ所関係施設を持ってございますけれども、それぞれ使用料の規定に基づいていただいているということでございます。新たに、ジオパークに関係する歳入を確保するための条例を設けてということは、今のところ考えていないということでございます。

なお、世界遺産で富士山が、富士山保全協会の協力金ですか、寄附金ということで1,000円をもらって、それを普遍的な価値の情報提供のために活用するというようなことで、協力金をいただけるという例がございますけれども、ジオパークの中ではそういうようなことは考えていないという状況でございます。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） 持ち時間が余りありませんから、次の質問の関係。一応、この件については終わって、次、3番目に成果と検証という、事業の成果とか検証というのはどういう点で見分けるのか、我々にはちょっと理解するのが容易でないという感じするのです。ただ、事務報告を見て、こういうように取り組んでいるのだなというのわかるのですけれども、これはどのような事業評価というか、成果を見分けているのか、その辺わかれれば答弁お願いします。

○議長（千葉 薫君） 武川ジオパーク推進課長。

○ジオパーク推進課長（武川正人君） この評価につきましては、防災・減災を学ぶ教育的事業やジオパークを活用した人づくり事業、これらについては活動の効果を数値でとらえることが、非常に難しいというような状況でございます。そのほかにつきましても、これ

は全国のジオパーク共通ですけれども、ジオパークとしての効果がどうなのだという部分では、一般的に観光の入り込みの数字を見たり、体験学習での伸び率を見たりということでございます。

私どもで考えておりますのは、先ほどもお話ししたように、防災・減災に向けた活用、あるいは地域資源の再認識と活用という部分でございます。この測定については、今お話ししたように件数をピックアップする、それから修学旅行で、教育旅行で入ってきた数をどれくらい伸びているのかというようなことで、明確な測定という方法はまだ確立されておられません。これはネットワークとしても何らかの比較評価できるような形で、指標を設けようという今動きが出ておりますので、私どもとしてもそういうことを十分検証して、次のまた企画を練る、そういうようなことで今考えております。

○議長（千葉 薫君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 検証の一つといたしまして、この世界ジオパークは4年に1度、世界の審査員の厳しい審査がございます。世界遺産は1回登録されますと、末代まで登録されるというものでございますが、4年に1回ということで、2009年に私どもは認定を受けておりますので、2013年、昨年7月末に審査員お二人がお見えになりまして、これは世界的に権威のある先生でございますけれども、4年間の取り組みを検証していただいた結果、認定時に指摘していた例えば看板の整備ですとか、災害遺構物をどのように保存する、これらについては全てクリアできていると。さらには、その取り組み状況として、非常にこの地域は世界の範になるような取り組みをしているという高い評価を受けたところでございまして、それなりに今、自信を持ちながら今後4年間で、しっかり取り進めてまいりたいなというふうに考えております。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） それで、どうでしょう。経済効果という面で、検証という面で考えると、どういう面で経済効果の検証ができるのかどうか。お客さんがいっぱい来ているというのでいけば、ホテルに入館している、これがみんなジオパークかどうかというのはわからないわけですね。普通一般的に言えば入湯税が入ると、これはまさに温泉の観光地の効果というものがあって、来ていると思います。そういう点で、経済効果の検証なのです。経済効果の検証、これはどういうふうに見計ることできるかどうか、どの辺で見るのかどうか。

○議長（千葉 薫君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 洞爺湖温泉へ来ていただく、洞爺湖温泉周辺へ来ていただく観光客の入り込み人口、あるいは今おっしゃっていただいた入湯税、これらが数値としてあらわれてくるかなというふうに思いますが、残念ながら一時期、この認定時期でございますけれども、東日本大震災がありまして、非常に風評被害等々もあったということから、3年前でしたか、入り込みがとうとう44万2,000人で落ち込んでしまった、宿泊者がですね。そして次の年も頑張ったのだけれども、44万9,000人でとまってしまったと、昨年度において

は何とか57万9,000人にまで回復してきた。

このことから、それなりの効果は出てきているのかなというふうに考えているところでございまして、私どもの圏域、洞爺湖町だけでなく伊達市の大滝、あるいは隣町壮瞥の壮瞥温泉、そして豊浦、こちらのほうにつきましても震災の爪跡以降、それなりにお客様がふえてきているということが数値であらわれておりますので、そろそろその成果が出てきているのかなというふうに感じているところでございます。

○議長（千葉 薫君） 12時になりましたので、残余の質問は、午後再開後によりしくお願いしたいと思います。

それでは、ここで休憩に入ります。

再開を1時とします。

（午後 0時02分）

○議長（千葉 薫君） それでは、再開をいたします。

（午後 1時00分）

○議長（千葉 薫君） 午前に引き続き、3番、松井議員の質問から始めさせていただきます。

件名は、1番目ジオパークについて、質問要旨の(3)から始めさせていただきたいと思えます。

それでは、3番、松井議員。

○3番（松井保明君） 午前に続きまして、質問の要旨の中の効果という面ですね。成果と検証、この成果の中の検証の中、過去の議事録の中でも、これはよその町の町長が知っているではなくて、我が町のほうも担当課長含め真屋町長も、いわゆる質の高い効果という言葉よく使われているのです。質の高い、特に高いものをということでこの意味ですね、どういうところにそれが求められるのか。全部がいわゆる事業別にいろいろありますけれども、その全てがそうなのか、どういうことを指しているのか、これを最初にお聞きしたいと思えます。

○議長（千葉 薫君） 武川ジオパーク推進課長。

○ジオパーク推進課長（武川正人君） 質の高い成果という部分では、第一に申し上げましたように、防災・減災教育、当地のジオパークの最大の特徴であるそれを活用した事業の展開であろうかと思えます。もう一つは、現在の地方が疲弊する中で地域固有の価値、そこでしか得られないもの、これを重視する流れに乗ってジオパークという活動が、全国に一気に広がりを見せたということでございます。

その中で世界ジオパーク認定地というのは、ジオパークの最上位ブランドでございます。これは世界ジオパークネットワークが認めた品質保証された、現在阿蘇が加わって7地域になりましたけれども、日本国内においては7地域しか許されない世界認定地としての冠でございます。これを生かさない手はないといえますか、これを一つの大きなブランド、

品質保証されたブランドとしてどういうふうに活用していくかということが、高い効果を生むための施策とつながっていくものだろうと思います。

私どものジオパークの最大の優位性というのは、11万年前巨大な火砕流噴火を起こした洞爺カルデラ、2万年前に活動を開始した活火山有珠山、火山を核としたジオパークということで、特に大地が盛んに変動を繰り返す変動帯に位置している日本というのは、地震や火山など地質災害をテーマに据えたジオパークが多くある中でも、その代表的なものであるということが最大の優位性であろうと思います。

こういう中で大きなブランドを手にして高い効果を、高い効果の得る施策ということでいいますと、ブランド化されたジオパークの認定をもって、地域が持つイメージや地質資源を最大限に活用して、地域丸ごとでヒット商品を生み出していくという政策だろうと思います。その具体的にヒット商品といいますか、質の高い施策とは何かというと、やはり移住・定住であったり、地域商品の販売であったり、そして最大のねらいとしては交流人口の拡大だろうと思います。買いたい、訪れたい、交流したい、住みたい、こういうイメージづくりと誘導の仕組みをどういうふうにつくっていくかというのが、質の高い事業の展開の最大のことだろうと思っております。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） 次の質問の関係、時間が余りありませんので、できる限り進みたいと思います。

そこで、こういうことから効果というものは期待されるのかなと思いますけれども、今回の質疑ずっと議事録を読んでいまして、特にある議員から減災教育というものに相当町の考え、取り組みを質疑をしております。そこで学校教育の現場で、相当効果があるのかどうかわかりませんが、学校現場で、これは要旨としては出ていませんけれども、その効果として今も言われたように、教育委員会でとらえている質の高い効果というものが何にあらわれているのか。そして、それを裏づけするものとして何か子供たちから、例えば例挙げれば、作文の一つもあったり感想だとかそういうものが出て、ジオパークについての認識というものがどうあったか、その辺の子供たちの意識、そういうものが効果としてどうあらわれているか。これなるべく簡潔でひとつ申しわけないけれども、答弁お願いします。

○議長（千葉 薫君） 天野管理課長。

○管理課長（天野英樹） 町内小中学校それぞれにおいて、総合学習の時間などで教室での授業を初め、洞爺湖火山マイスターがついてのフットパスでの散策、あるいは火山科学館の見学、さらには本年度初めて実施した町内の三つの中学2年生を対象とした避難所開設体験学習会など、ジオパークに関する学習を進めているところでございます。

総合学習での学習評価は、児童・生徒に感想文を書かせたり、また発表などにより評価をしているところでございますが、教育委員会としまして有珠山に係る防災学習を初め、ジオパークパーク関連の学習の推進を各学校にお願いをしているところであり、教室から

飛び出しての野外での屋外での体験学習も多くなることから、火山の仕組みや噴火でどのような現象、災害が起きるのかや、その一方で良質な温泉の湧出や豊富な農産物など、地域に多大な恵みももたらすことなどを含め、地域に対する児童・生徒一人一人のより一層の理解が進む効果を上げているものと考えているところでございます。

ちなみに先月行いました中学2年生の避難所開設体験学習会では、終わった後に10分間ほど振り返りシートということで、感想等を生徒に書かせまして、感想の一例ですが、「昔の話や中学生が役に立ったという話を聞いて、避難所訓練は大切なのだなと思いました」というようなことで、それぞれ感想をもらってございますので、こんなところから成果を確認しているというところでございます。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） 大変経済とは違った意味で、教育の面でジオパークが認定されて、もう既に教育の現場で子供たちのそういう感想が出たというのは、一つの成果かなと思います。あと期待するのは、経済効果がずっと上がってくるというのを期待したいと思います。

申しわけありませんけれども、議長、質問の順序をちょっと変えて、この中であります次の質問を飛ばして、5番目に入りたいと思います。

5番目は、要するに我が町が単体というのですか、一つの自治体だけで取り組んでいないわけです。1市3町ということで、広域連合ではありませんけれども、みんなでもって洞爺湖・有珠山を中心として、隣の豊浦町も入っているわけですね。そういうことで、全国的にはそういう町村がないかという、何か四国のほうでもありますね。それはその町の考え方で結構ですね、そこで単体でやった場合と連合で組んだ場合の関係ですけれども、どうなのでしょう。単体でやったほうが取り組みがいいのかどうか、この辺のことで、単体でやったほうがメリットがあるのか、それともやっぱり広域的にうちの町の場合は、有珠山含めて1市3町でやるのが効果があると、メリットがあるというのであれば、それは結構、どうでしょう、その辺は。メリット・デメリット含めてどう私ども判断するのか、それを答弁お願いします。

○議長（千葉 薫君） 武川ジオパーク推進課長。

○ジオパーク推進課長（武川正人君） 単体と現在の1市3町、広域でやる部分でございます。

まず単体での大きなデメリットといいますか、ジオパークの広がり自体は、それぞれの町一つというか、行政単位で指定するエリアではございませんので、あくまでも地質の連続しているつながり、そういうことからいいますと、単体で進めるということになりますと、ジオパークの世界認定の要件から、まず落ちるだろうということが上げられるかと思います。一方、単体でのメリットは意思決定の速さ、それからまちづくり計画との連動性というのを単独の町で、自分たちの思い通りにできるということが考えられるかと思います。

デメリットについては、やはり財源の確保の問題、それから広域行政、国や北海道との連携上の関係、これがデメリットになるかなど。それから、費用対効果の面でも限定される範囲の中で効果を発揮せざるを得ないということからいうと、面での効果というのは非常に薄くなるだろうと。それから、人材の確保ということで、現在は壮瞥町であったりそれぞれのところから優秀な人材がこのジオパークにかかわって、洞爺湖町のほうでも勤務しておりますけれども、そういう人材の確保の問題もございます。

それから、1市3町の関係でいいますと、やはり政策展開の広域化、普及活動の広がり、これは裾野の広がりということになりますけれども、ジオパーク圏域での点在する集客装置のつながりというのが決定的に違うだろうと、面的魅力による人の循環で圏域全体に大きなメリットを生み出す、そういう可能性といいますか、ことが考えられるだろうということもございます。

それから、1市3町でのデメリットの部分で、やはり意思決定に向けた調整時間がかかるということ。それから、広域的な政策展開の視点・調整、それぞれの町での費用対効果というのは当然考えないといけませんので、協議会で組み立てをする事業もそれぞれの町に、費用対効果が均一にいくような形の事業を組まざるを得ないということもございます。

それから、構成市町の温度差解消の問題というか、そういうこともございますけれども、トータル的に考えますと、やはり大きな広がりの中でこの取り組みを進めることのほうが、メリットとしては大きいだろうというふうに考えております。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） それでは、次に、要旨に入りたいと思います。

これが最後になるかもしれませんが、今のジオパークというのは、行政が先行しているわけですね。これはほかの町の議事録の答弁、いわゆるその首長さんが答弁している中でも、今、町が先行しているけれども、やっぱり民間へ移行させなければならないと思っていると、これはある議員が質問したことに対する答弁なのです。これはどこまでも町が、何としても町が主導的になっていつまでも町がやっていく事業なのか、それともある時期が来たら民間へ移行し、それはいろいろな民間の意向あると思います。NPOもあれば、観光協会もあります。箱根の例を挙げると、いろいろな団体もありますから、いろいろ民間移行は行く先がありますけれども、我が町としてはそう民間移行の行き先というのですか、移行先がそうたくさんあるわけでありませんか、指定管理者も含めまして、まず1点は民間移行を考えているかどうか、考えているとすればどの時点で民間移行するという考え持っているか。それから、しなければいけないです。まず、民間移行の意思があるかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 武川ジオパーク推進課長。

○ジオパーク推進課長（武川正人君） ご質問をいただきました民主導の運営については、選択肢の一つではあるかと思います。しかし、現在における活動資金調達の問題、それから人員配置の問題、あるいは国や北海道との連携や制度、さらに4年に1回の再認定の

審査に向けて対応、こういうことから考えますと、問題点が非常に多いので、早急な民間への体制の移行というのは難しい状況にあるものと考えております。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） 本当はあと一、二点要旨が残っていますが、これは勝手ながら省略させてもらって、次の件名の2に入りたいと思います。議長、いいですか。

○議長（千葉 薫君） 松井さんがそれでよろしければそれで結構ですが。よろしかったですね。では、2番目に移ります。

松井議員。

○3番（松井保明君） 昨今、けさもテレビで見えていましたら、認知症者同士が犯罪を起こしたというか、盗んだ盗まないが始まりまして、そういうことを考えますと、私は以前からもそうでしたけれども、いろいろとここ一、二年の間に、そういうお年寄りと接することが多くなって、これは本当に大変なことだなと思いながら、認知症という定義そのものがよくつかめないのですけれども、認知症社会を迎えているのではないかなと思うのです。

そういうことを考えますと、認知症の状況というものを、我が町ではどのようにとらえているのか。とらえ方としては、調査したり、アンケートしたり、またはいろいろな状況を把握していると思いますけれども、まず事務的なほうで結構ですけれども、数であるとか、認知症の予備軍と言われる人たちだとか、その数、傾向、そしてそういったことから起きるトラブル、これはいろいろ本町以外では起きています。しかし、当町で余り聞きませんけれども、実際、そういうものが起きているのかどうか、悩みの相談、高齢者の悩みの相談の一つの中に認知症を抱えている問題として来ているのかどうか。町内の認知症をめぐる状況、まず事務的に担当課長から答弁お願いしたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 山本健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（山本 隆君） 認知症をめぐる町内の状況ということで、まずは説明させていただきます。

まず洞爺湖町につきましては、西胆振管内でも高齢化率が高い状況にあります。昨年6月末の65歳以上の高齢化人口を見ますと3,569名で、高齢化率は37.1%となっております。年に約1%程度ずつ上昇を続けておりまして、この状況からいきますと、平成52年度には人口の半数以上が、65歳以上の高齢者の町になることが推計されてございます。

認知症につきましても高齢者人口の増加に伴い、発生する高齢者が年々増加する傾向となっております。平成25年度に介護認定を受けた方ですけれども、681人おりまして、このうち認知機能の低下が認められた方は467名となっております。そのうち認知症として医療機関の診断を受けていられる方につきましては、153名という状況となっております。

次に、町内において認知症に係るトラブルはないかというご質問でございますけれども、町内で認知症を原因としてのトラブルにつきましては、ここ数年の間で大きなトラブルや事故の相談・報告は幸い受けてございません。平成25年度で、高齢者の方から消費者被害の相談を2件ほど受けております。内容については、1度購入した品物を定期的に送付す

るという事例で、このケースでは幸いご本人により受け取り拒否の手続が間に合い、高額な被害の発生はなかったと聞いております。

なお、消費者被害の場合は、私どもに相談が入るケース以外にも消費者相談担当課ですとか、また、表に出ないケース等が多々あるのではと懸念しているところでございます。

次に、社会情勢全体的なトラブルがないかということでございますけれども、毎日のように報道されている振り込み詐欺での被害、また先ほど紹介させていただきました訪問販売などによる高額商品を繰り返し売りつけるなどの消費者トラブルや、また先ほど議員がおっしゃいました認知症の方同士の金銭トラブル、さらには高齢運転者による交通事故など、即人命にかかわるトラブルも想定されてございます。また、徘徊による行方不明や妄想幻覚によるご近所トラブルなども想定されるところでございます。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） 町長、今の担当課長からその状況を聞いて、どうでしょう。いわゆる町長として生命と財産を守るのが、いわゆる地方自治の本目でありまして、私の先に板垣議員から、財産を守るという立場から消防の関係を質疑されております。私は、今度、生命を守るというのも、高齢者を守っていかなければならないという立場で、高齢者の命を守るというそういう立場から、トップにいる町長として、こういう社会状況を迎えていることについての見解、認識、そういったものについてもしお持ちであれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 先ほど、担当課長から説明もありましたが、高齢化社会を迎え、洞爺湖町におきましても西胆振管内で、高齢化比率が非常に高い状況にあります。高齢者の増加に比例した形で、認知症の方も増加しているとの感じをしているところでございます。その中でも認知症を抱えながら在宅生活を送る方、あるいは独居高齢者や高齢夫婦世帯が増加することが想定されることから、今後、町といたしましても認知症対策を進めることが、重要なことだと認識をしているところでございます。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） 私、なぜこういう質問を今回通告したかということ、昨年、いわゆる25年度に介護分析の結果というのが出ているのですね。これは事業としても当然、事務事業の報告の中に一部載っていますから、その辺はいいのですけれども、この分析の結果というのが出ていました。

それで、せんだって某議員から、がん対策としていろいろ指摘ありましたがけれども、実はその分析の結果の特徴として要支援の認定率、要支援の認定のそういうものをずっと持って行って、2番目には全体では認知症による認定が多いと、25.2%で、全国の約1.5倍であると。そういうことで余りうれしいことではありませんけれども、認知症を相当この町で抱えているのだと、これは我々もそういう時期が来ることは覚悟しています。

したがって、そういうものを防ぐということが、何とか防ぐことができるかどうか。予

防ですね、次の質問で予防となっていますけれども、こういうことを高いと、がんより。そしてこの中で、その他として高血圧、腎不全、人工透析、特定疾患、そしてがんによる認定が多いと。分析した結果、1番がどうも要支援のいうところの認知症の方々が相当おられるのだなということが、この分析の結果、出てきたわけです。

がんも守らなければなりません。がんについては手術であるとか、投薬だとか、いろいろな治療があります。それは薬の効果が合えば、本当に元気になってくる、議員さんもいます。しかし、認知症というやつは治療方法が今、決定的なものがないわけですね。そういうことを考えると、2番目に私出しておりますところの予防策というのはあるのかどうか、町として。これは町がやるのではなくて、本当は患者さんになっている人たちがやるべきなのです、本当は。自分の命は自分で守るというのが本来ですけれども、やっぱり認知症になっていくときに、知らないうちになっていっているのです。みんな知らないうちに、ある時気がついたときには、相当進行しているという状況なのです。それまで行かないためにもどうあるべきか、その対策として、予防策として、どういうものを考えているかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 山本健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（山本 隆君） 認知症の予防対策はというご質問でございますけれども、認知症の予防対策として一番効果が高いと言われておりますのは、定期的な外出や適度な運動、人との交流やコミュニケーションをとることで、脳に刺激を与えることが認知症の発症予防及び進行を防止する上で、大変有効な手段となっております。

町としましては、健康福祉センターや洞爺ふれ愛センターを利用いたしまして、65歳以上の要支援・要介護認定を受けていない認知機能の低下が認められた方を対象に、介護予防教室元気クラブを開催し、定期的に運動や交流をする機会を設けているところでございます。この事業に参加した高齢者につきましては、介護認定の申請を先に延ばすことができておりまして、認知症の発症防止に一定の効果がえられる事業となっております。

また、地域住民が主体となり実施する自主活動もふえてきておりまして、現在は町内4地域において、地域の高齢者が交流する場、高齢者サロンを定期的で開催し、住みなれた家の近くという環境の中で、親しい人と交流する場がふえることにより、認知症の予防にとって重要な取り組みとなっております。これからも社会福祉協議会等との連携のもと、高齢者サロン開催や新規サロンの立ち上げの支援し、また保健師や栄養士の派遣による健康教室を通じて、高齢者の認知症予防に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） なかなかこれは本人の問題もさることながら、行政が一々、一人ずつ確認して、一人ずつどうということは容易なことではないのです。ただ、これからは近郊が少子高齢化が進んでいく中で、全体としてどうしても認知症、健康であっても、どこも悪くない、本当に外から見ると何でもないと言いながらも、うちの中で知らないうちに認知症を抱えている家族が、周囲がいろいろ心配することが多々発生するわけです。

その中で、次の質問要旨にありますように、認知症が始まって一種の特徴というのか、どういう特徴が一番最大の行動なのか。私の手元にある資料では、認知症になると、夫婦の間であれば突然奥さんに怒鳴ったり、物忘れをしたり、いろいろな現象が起きます。そして、その次に起きてくる現象が何かといったら、徘徊なのですね、徘徊、これが圧倒的に多いのです。この徘徊がいろいろと社会問題を起こしたり、また場合によっては家族に大きな負担をかけたり、いろいろなまた事故もありますので、徘徊をどう守っていくのか、その辺の考え方、それについてもし方策なり施策があるとするならばご答弁をお願いします。

○議長（千葉 薫君） 山本健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（山本 隆君） 認知症の方の徘徊をどう守っていくかという形での質問でございますけれども、洞爺湖町も急激な高齢者の増加に伴い、認知症を抱えて自宅で生活する高齢者も増加している状況に、議員おっしゃるとおり、あると思います。また、どうしても地域包括支援センターに寄せられる徘徊に関する相談は、年3回、4回程度でございますけれども、実際に捜索を行ったケースも発生してございます。

このような状況から、地域全体で徘徊高齢者を見守る体制づくりが重要となるとの認識から、地域包括支援センターが主催しております地域包括ケア会議において、町内で徘徊者が発生した場合、迅速な連絡・捜索体制を地域で整えるための徘徊者模擬訓練を実施することとしてございます。この訓練につきましては、地域住民、民生委員、福祉委員、自治会役員の皆様やプロであられる医療・介護・福祉事業者の方にも参加をいただきまして、認知症に対する知識と認知症高齢者の対応の仕方、また、実際に徘徊高齢者が発生した場合の通報から捜索までの体験をしていただくものでございます。会場としては、虻田地区、洞爺湖温泉地区、洞爺地区の3カ所で開催する予定となっております。

このような訓練を通じまして、地域全体で高齢者を見守る体制を整え、ご家族も安心して介護に取り組み、また、ご本人も住みなれたよい環境で暮らし続けることができるような地域になるよう、努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） そこで、これは徘徊者をめぐるトラブルの一種でしょうけれども、素朴に私ども考えた場合、徘徊者が一般的に普通、車、それからいろいろな乗り物含めて事故を起こした。そういうときには保険関係者の話では、当然、自賠責含め任意保険も入っているから、それは保険会社としての支払い義務が生じるということになっています。しかし、一般道路でなくて列車であるとか、それから電車であるとか、いろいろ公益というのですか、公に近い、公の車でそういうような被害を受けた場合、どういうような結論になるのか。そういうものが実際あるのかどうか、もしそこに参考として持っているのなら答弁願います。

○議長（千葉 薫君） 山本健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（山本 隆君） 認知症患者の方の徘徊が原因で、公共交通機関等で

の事故が発生し、被害者でありながら加害者になったケースというような形だとは思いますが、今、議員が述べられた事件ですけれども、多分、4月ごろに名古屋高等裁判所で判決があった事件のことだと考えてございます。

私どもも、新聞報道等での知識しかございませんけれども、ご家族が目を離したすきに自宅から出て、徘徊していた認知症患者の男性が電車でひかれ死亡したことにより、振りかえ輸送費や人件費等の損害を受けたとして、事業者側がその家族に対して、損害賠償を求めている訴訟の控訴審判決ではないかと考えてございます。当時85歳の男性の妻に対し、約360万円の支払いを認めた判決だと思っております。被害者が、一転加害者となった判決として、当時は大きな話題になったことを記憶しているところでございます。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） 今の課長の答弁を聞いて、普通ならば補償されるとか、保険会社から何かにかあるのです。しかし、今の答弁を聞いていると、逆になってしまうのですね、要するに被害者でなくて加害者になってしまう。ですから、こういう内容を私ども認識した場合、これは大変なことだなと、本当に見守りというのが大変な事業になるのではないかと思います。

私、せんだって一般質問で、自転車の問題を取り上げました。交通ルール上、自転車についても厳しく保険の適用を受けるということで、せんだってテレビで高校生と高齢者が体当たりして、自転車まともにぶつかり合って、学生のほうは元気だったけれども、相手のお年寄りが死んだと、転倒して。こういうようなことでいくと、結局、どちらにも保険が入ってなければ大変なことになるわけですね。これは自転車の問題です。

今、私はいわゆる徘徊者の問題で取り上げているのですけれども、そういう時代を迎えているのだなということを考えると、やっぱりこれは一つ目を離さないというよりも誰かが、家族だけで守っていくことができない。よく言う認知者でもまちなかで、みんなと一緒に、みんなと一緒にといっても、知らないうちにそういう結果を招くということになると、これから先、大変な時代を迎えているなという認識いたしました。

さて、そこで、こういう見守りをしている自治体というのは、結構あるやに聞いています。たくさんある中、うわさによると、北海道の本別町というところでは、そういう見守りというか、町を挙げてというのですけれども、このことで何か知っていることがあれば答弁もらえますか。

○議長（千葉 薫君） 山本健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（山本 隆君） 十勝管内本別町での徘徊者が発生した場合の事業という形でございますけれども、ちょっと調べさせていただいたところでは、本別町における徘徊者登録制度という形で、徘徊高齢者とSOSネットワーク事業というものが行われているとのことでございます。

事業の内容については、詳細な部分は不明ですけれども、町内での徘徊者の事前登録を行うことにより、協力機関、これは自治会ですとか、民生委員を想定されているようです。

けれども、この方々に日常から見守りを依頼をすることができるというシステムでございます。また、町内に協力機関を置きまして、不明発生時に協力機関の協力もいただき、捜索を当たるというものでございます。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） 登録制、これは先ほどセンター長が言っていて、町としてもいろいろ取り組んでいく、例えば自治会だとか、それから民生委員、福祉委員、いろいろあるでしょう。しかし、そこで仮に取り組んでも、失礼ですけれども、誰が認知症になっているかということ、わからないわけですね。ですから、それは今の状況では役所のほう、行政のほうを知っていたり、それから包括支援センターでも分析した結果、誰が認知症にかかっている、またなりつつあると、こういう人を押さえていても公開することができないのです。これは、今、言うプライバシーの問題で、それを取り外したというか、そういうことが本別町の登録というのですか、そういうような登録をしてもらって、言うなれば相手に、相手というのは認知症の家族を含め本人も了解をもらって、そしてそういう関係者にデータを送る。それを知っている関係者、協力者が常に監視してもらうという仕組みで、そこには個人情報というものはなくなるわけです。

そういうことで、これから今すぐどうということできないかもしれません。しかし、町長、もしあなたがこれから先まだ町政を担い、そして町民の生命とか財産を守ると、その先頭に立つ人ですから、ひとつこれは町を挙げて取り組んでいかなければ、家族だけでは守りきれない時代を迎えています。そういう点で、もう一つこの関係で、事務事業の中にサポート事業というのですか、認知症に対するサポート事業というのに取り組んでいます。この人数も事務報告にありますけれども、その人たちの活躍というかな、活動というのは認知症を守るためにどの範囲まで効果が上がっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 皆見健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆見 亨君） 私のほうからは、認知症サポーター養成講座の関係についてご答弁させていただきます。

ご存じかと思いますが、認知症の方は記憶障害などから生活への支障があらわれ、周囲の人とのトラブルを起こすこともございます。しかし、身近な人の理解やちょっとした手助けがあれば、住みなれた地域で暮らし続けることができるものと考えております。そういった意味では、認知症サポーター養成講座というものは、国のほうで平成17年度から開設をし、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりのために、100万人のサポーターを養成することとしてございます。

当町におきましても、平成26年3月末現在でございますが、自治会や老人クラブ、民生委員協議会、各種団体の皆さん、合わせて357名の方が講座を受講され、登録をされている状況でございます。今後、一人でも多くの方にこの講座を受講されるように、町としてもさらなる周知を図り、また夜や日曜日等開催するなどし、受講しやすい態勢の整備づくりも図っていき、認知症の方や家族に対して支援をしてまいりたいというふうに考えている

ところでございます。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） 何遍も言いますけれども、サポーターがいても結局、それでは認知症患者であるかどうかというのは、その人たちにどう伝わっているのですか。何か登録制でもない限り、誰々と名前なり報告しているのですか。

○議長（千葉 薫君） 皆見健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆見 亨君） この認知症サポーター養成講座というのは、特に誰々が認知症だから、その方に対してこうしなければならないというようなものではなく、あくまでも認知症というものを理解するためが主な目的でございます。その理解をした中で、自分が認知症の方と接した場合に、どういうふうに対応していったらいいのかというところをお勉強するというようなところでございます。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） なるほどね、私、このとおり読んだらサポーターというから、きっと守ってやるために何かするのでないかと思っていたのですよ、実際言うतो。ただ、今言うようにプライバシーの問題です。それは地域に福祉委員がいます。福祉委員の人と話したら、回れ回れって、どこにそういう人がいるか、全く区長も教えてくれないし、町も教えてくれないと。町も無責任だなと言って怒るのですけれども、結局、それはプライバシーの問題で教えることできない。またまたある区では、黄色い旗を挙げたりして、その辺の高齢者の安全を確認していると言いますけれども、サポーターの業務というのかな、これは個人の認識の問題を高めるというか、意識を高めるための目的だと思います。それは結構ですけれども、もう少しサポーターの仕事というものが福祉委員と同様、みんなが高齢者を見守るものに変えていって、そしてそのために今言った情報を提供して、みんながうちの自治会、区なら区の中で、あの人が徘徊しているのではないかと思うときには連絡をとるか、それから場合によったら郵便局の配達の人、それから朝早く仕事をしている新聞配達の関係、たくさんいるのですよ、まちなか。例えば、宅急便もそうです。そういう人たちと、業者と町との間で何かそういう協力関係や協定を結んで、そしてできる限りさっき言った備える、登録制を活用しながら、本別町の。そういう制度を活用しながら、情報を提供しながら守っていくしかないのかなと私思うのですけれども、その辺の政策について考え、政策というよりか取り組み、これはきょう、あしたすぐできるものではないですよ。絶対。そんな簡単なことでないと思いますけれども、一番効率のいいサポーターがいるということを活用しながら、どうでしょうかね、そういう政策へ進んでいくという考え、お持ちになりませんか。

○議長（千葉 薫君） 皆見健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆見 亨君） 認知症サポーターの方には、先ほども答弁いたしましたけれども、認知症とはということをまずはご理解していただくということが第一でございます。その中で、自分たちがどのようなサポートをできるかというところでお願いをしてい

るところではございますけれども、あくまでもこうしなければならない、あしかなければならないというような責任というものは持たせるべきではないというふうに、また持たしてはいけないというふうに考えております。

そういった意味では、やはり認知症に対しての病気を理解していただく、それがサポーターであり、万が一、そういうような徘徊等が見受けられた場合については、自分もやはり情報の提供、それから見守り、それから搜索の一員をお願いするということになろうかとは思いますが、その点については今後養成講座等の中でも皆さんにお諮りをしながら、お願いをしていきながら、そういうようなサポート等について、自分ができることをまずはしていただくということを目的に、今後も養成講座のほうは開設していきたいというふうに考えます。

○議長（千葉 薫君） 補足説明があります。

山本健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（山本 隆君） 済みません。先ほどもちょっと本別町の関係と似たような事業なのですけれども、登録制はとっておりませんけれども、ご家族からのご相談やまたご近所からの情報等に基づきまして、個別のケースの場合ですけれども、地域包括支援センターが中心となりまして、警察を初め介護支援事業所や地区民生委員、自治会長、またご家族と情報交換を行った中で状況の把握と、民生委員さんですとか、自治会長さん方に見守り等依頼するなどの取り組みは行っております。

また、町内には、介護や認知症の方が入居されている施設も多くあり、施設の方からは緊急事態、徘徊等が発生した場合ですけれども、専門知識を生かした中で協力したいとの力強いお申し出もいただいているところでございます。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） それでは、次の要旨に入りたいと思います。

次は、見守る広域的という問題で取り上げたいと思います。

徘徊者というのは、その町にとどまっていないのですよね、時によったらよその町に入り込む、入り込むというのではなく行ってしまうのですね。うちの町であれば、伊達市、有珠ですね、境界が極めて近いわけです。豊浦のほうに行くときには、トンネルがあったりして相当遠いです。しかし、伊達方面は極めて早いわけです。そういうことを考えると、洞爺地区の住民も我が洞爺の町民です。温泉もそうです。そういう人たちが黙って歩いていってしまえば真狩なりへ行ってしまふ、それから温泉の方であれば壮瞥のほうへ入ってしまう、そういうように徘徊者というのは夜でも歩いて出てしまふ。家族の目を盗むというのですか、何で夕方になったら徘徊が発生するかというのは、何かいろいろ理由があるようですけれども、いずれにしても何としても町にとどまっていないというのが、普通一般的なのです。

そうすると、よその町に行ったときどうするのかなということを考えると、よその町との関係というものをもうちょっと取り組みして、連携しながらいくべきものがあってしか

るべきだと思うのですけれども、その取り組みについての考え、どうなのでしょう。

○議長（千葉 薫君） 山本健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（山本 隆君） 徘徊者を見守るための広域的な取り組みというご質問だと思いますけれども、徘徊者を見守るために広域的な取り組みとして、現在、徘徊高齢者に対する広域的な支援措置といたしまして、認知症の人と家族を支えるネットワーク「かけはしネット」が設立されてございます。かけはしネットですが、この組織は平成9年度に設立され、西胆振管内6市町の行政・警察・地域包括支援センター等で組織されてございます。北海道室蘭保健所に事務局が置かれ、徘徊高齢者が発生した場合の連絡方法や情報提供先の確認方法の統一などが行われ、搜索活動をスムーズに進めるための活動を行っております。洞爺湖町においても、もし徘徊高齢者が発生した場合には、かけはしネットを活用し、町内はもとより広域的な搜索活動を行うことが可能となっているところでございます。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） そういう本当に今までにない新しい社会福祉の何というのですか、課題といいますか、今から数年前でしたら、それは全く無ではなかったのですね。それはこういう場所で言うのは不適切な言葉、よく私たち小さいときにはぼけじいさんとか、ぼけばあさんとか、ぼけという言葉よく使ったのです。それはそうたくさんいる時代ではなかったのですね。しかし、今は言葉が変わりまして、一般的な認知症という言葉で言われて、それが年々ふえていって、まさに認知症社会を迎えているのですね、徐々に徐々に。

そういうことを考えると、次の質問になりますけれども、そういう認知症を抱えて、特に施設に入らないで在宅で見守っている方々、家族の方、これが大変ないろいろな負担あるわけです。無論経済的な負担もありますし、経済的ばかりではなくて肉体的というのですか、いろいろな面で負担を感じて、そして仕事にもつけない、またはお嫁に行かないという人もいますようです。

そこで、これは大事なことですけれども、来年、介護保険の改正に伴って、いわゆる要支援1、2というのは対象になっていますね。この辺の法改正、これはこの前改正されまして、27年度からの実施ということになって聞いておりますけれども、この辺の法改正について解説してくれませんか。

○議長（千葉 薫君） 皆見健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆見 亨君） 介護保険法の改正に伴う認知症対策ということでよろしかったですか。

このたびの介護保険制度改正では、認知症の人とその家族に対しまして、市町村が認知症対策を積極的に実施するために、医療機関や介護サービス事業所及び地域の支援機関の間の連携を図るための認知症地域支援推進員を、全ての市町村は平成30年3月までに配置することとされております。認知症地域支援推進員は、医療機関職員や介護保険施設職員などの資質向上のための事例検討や在宅で生活する認知症の人やその家族に対して、効果

的な介護方法などの専門的な相談・支援などを行う方でございます。

また、認知症専門医の指導のもと、保健師や看護師、社会福祉士などがチームを組みまして、複数の専門職が家族の訴え等により、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族に対しまして、自立生活のサポートを行ったり、関係する機関との連携を常に意識し、情報が共有できる仕組みを確保するための認知症初期集中支援チームも平成30年3月までに創設されることとなっております。

いずれにいたしましても今回の介護保険法改正により、要支援1及び要支援2認定者のサービス提供につきましては、市町村が実施する地域支援事業に移行することとなりますが、移行しても認知症の方の支援だけに限らず、町としてはこれまでどおりのサービスが提供できるよう取り組むことと考えているところでございます。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） これは東京のあるところを出している東京福祉サービスナビゲーションという中に、今の法の改正について、心配されていることが出ているのです。それは何かといたら、要支援1、2、軽度ですね、これはその中に認知症が入っているわけです。そういう人たちが、今までどおりの制度に乗って恩恵を受けることがちょっと難しくなると、したがって財政的負担含めまして、市町村が全部見るようになるのだと。したがって、市町村は大変な状況になるということを指摘しているのですけれども、そういうようなものにはならないというこどですか。町のほうにも財政的な負担も何もなしで、今までどおりであれば何で法改正がするのですか、目的が、その辺わかりませんけれども。

○議長（千葉 薫君） 皆見健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆見 亨君） 今のお話でございますけれども、今回、介護保険法の改正によって、要支援1及び2の皆様が今までどおりのサービスが受けられないのか、また財政的な負担はということのご質問でございますけれども、町としては、これまで受けていたサービスは極力受けていただけるように体制整備をしていかなければならないというふうに考えておりますが、財政的負担につきましても町の負担が極力少なくなるような計画に基づきまして、進めていかなければならないというふうには考えているところでございます。

認知症のある方並びに家族の方については、本当に重要な問題だというふうに、私も受けとめているところでございます。介護保険法の中でのサービスももちろんのこと、それ以外にも地域の皆さん、それから関係する機関の皆さん、それぞれが認知症対策については協力をしていただけるように、町の行政としてもお願いをしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） 本当に大変だなと思って、この中で、これは心配して書いているのかどうか知りませんが、来年の改正によって各市町村の首長さんたちの福祉に対する政治手腕が問われるとか、もう一つは、それと合わせて財政運営が問われるとかと書いて

ているのですね。国がこういう法律をつくってきたというのは、やっぱり今の社会保障の問題で、毎年数兆円の財政が負担というか、財政が、支出が膨らんできている。したがって、どこかでやっぱり縮小してきているわけですね。そうすると誰かに必ず行く、その場合はできる限り影響の少ないということになると、今言った要支援の1、2あたりならば、何ほかでも我慢してもらえるのではないかというようなことなろうと思うのです。

それが町村の中へ負担となって出てきたり、それから家族の方々に対する負担となってくると、本当に町の財政も相当な影響を受けるのではないかと。何せ高齢化、進んでいるだけに、そういうことを相当町民にも理解して、さっき言った認知症の予防含め、認知症がどんどん進まないということを考えなければならないと思うのです。

もう時間ありません。町長、どうですか、今の答弁を聞きながら、認知症が持っているいわゆる財政負担、それから保険の関係で、介護保険の改正で大変厳しい状況を迎えます。そして何遍も言いましたけれども、認知症者による事故、それは裁判で、名古屋地裁が家族が弁償するという結果を招いたこと、こういう状況。そして、今、最初に言った洞爺湖町の調査では、認知症が一番多いという、全国平均を上回っているという、この数字を深刻に受けとめて、町長にこれから長い町政を担う者の一人として、この問題について取り組んでいく決意と考え、もし感想があれば最後に述べてほしいと思います。

○議長（千葉 薫君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 今、洞爺湖町におきましては本当に高齢化率が高く、その高齢化率に比例して、認知症の方も増加しているというふうには認識しております。そのために町におきましても今現在、第6期の洞爺湖町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に向けた作業を行っているところでございまして、新たな制度に今のようなことができるだけ反映できるよう、努力をしまいたいというふうにも考えております。

また、先ほど来、健康福祉センター長、あるいは健康福祉課長のほうからも申し述べておりますとおり、これからの時代はやはり地域の方々のご協力もいただいなければならぬ、そのための行政指導もしていかなければならない。そして地域が一体となって認知症の方々を守っていかなければならないということでございまして、恐らくそういうふうな中身の計画に、これからなっていくのではないかなというふうに思っておりますが、できるだけ町のほうもそれら支援できるような対策で、計画に反映してまいりたいというふうに考えております。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） 以上をもちまして、私の質問は終わらせてもらいます。

○議長（千葉 薫君） ご苦労さまでした。

これで、3番、松井議員の質問を終わります。

ここで休憩に入ります。

再開を2時10分とします。

（午後 1時52分）

○議長（千葉 薫君） それでは、再開をいたします。

（午後 2時10分）

○議長（千葉 薫君） 次に、10番、越前谷議員の質問を許します。

10番、越前谷議員。

○10番（越前谷邦夫君） ただいまから一般質問を行いたいと思います。

まず、議長に、ご理解とご了承を賜りたいことがございます。実は通告の2番目の土砂災害防止に基づく避難の勧告や指示はとありますが、法律の法が抜けておりますので、だからといって法律関係を主に質問するということではございませんので、ご理解とご了承を賜りたいなと思います。

○議長（千葉 薫君） 土砂災害防止法に基づくですね、わかりました。では、そのようにご承知おきください。結構です。よろしくお願いします。

越前谷議員。

○10番（越前谷邦夫君） それでは、通告いたしております質問をさせていただきたいなと思うわけでありましたが、毎回申し上げておりますけれども、この一般質問というのは、政策論争の機会でございます。したがって、できるだけ理事者の見解を求めたいと思うわけであります。

早速、西いぶり定住自立圏とりわけ洞爺湖町の取り組みについて伺いを申し上げたいなと思います。

西いぶり定住自立圏は、3市3町で構成をされておるわけでありまして。これはご承知のとおり、前任者の理事者、長崎町政時代に、平成21年だからと思うのですが、この自立圏に参画をしたと。定住自立圏というのは、一体どういうことなのかということになりますと、いわゆる人口の流出を食い止めるということで、2009年の4月から広域行政の制度として国が設けた自立圏でございます。この自立圏に参画をしておる3市3町、もう5年ほどたっているのでしょうか、どういう今現在、自立圏構想に参画した自治体として取り組んでいるのかなというのが、私は非常に関心を持っておる構想であるわけでありまして。

それというのも今日の社会の状況を見ると、経済の低迷であるとか、あるいはまた、人口の減少というのが著しく進んでいるわけでありまして。したがって、まず最初に真屋町長に伺いたいのは、現在の定住自立圏参画している自治体として、今、洞爺湖町は何を求めて、どんな活動を展開しておるのか、その辺をまず最初に伺っておきたいなと思います。

○議長（千葉 薫君） 鈴木企画防災課長。

○企画防災課長（鈴木清隆君） 私のほうから、まず西いぶり定住自立圏の部分、ご説明していきたいと思います。

議員がおっしゃるとおり、3市3町で行われているものでございまして、室蘭市を中心都市として、登別市、伊達市、壮瞥町、豊浦町、そして洞爺湖町とで構成しておりまして、連携と役割分担を行い、定住のための暮らしに必要な諸機能を確保するとともに、地域資

源を活用した経済の活性化と交流の促進を図り、圏域として魅力あふれる地域を形成することを目指しているところでございます。

議員おっしゃるとおり、平成21年12月15日に室蘭市が中心市宣言を行いまして、洞爺湖町とは平成22年9月30日、協定を締結しているところでございます。ビジョンにつきましては、平成23年3月23日に策定しているところでございますけれども、この内容につきましては生活機能として、医療・防災・観光・環境・教育、また結びつきマネジメントなど、6市町が連携を行うこととしており、各事業が行われているところでございます。

医師・医療機関が連携をとるシステムの構築や地域防災体制の充実、広域観光の推進などさまざまな角度から連携をとり、圏域の振興をしていくことにより、各地域で住みやすい環境をつくることによって、人口定住を進めるという形で行われているものであります。この部分に関しましては1対1という形で、室蘭市と洞爺湖町が定住自立圏での事業を行っているところでありまして、医療につきましては医師・医療機関連携システム構築事業というのがございまして、診療情報、また医療機関間での共有する、情報を共有することで患者の定員、また退院時の医師間でのデータの共有化、また西胆振防災体制構築に関しましては、3市3町による防災協定を締結して総合融通、また災害復旧に係る派遣支援等の強化を図る形になっております。

ご存じのように、観光につきましては登別市、また洞爺湖温泉があります洞爺湖町にとって、広域観光サービスの提供推進事業という形で観光プログラム、いろいろと開発などを行っておりますし、また、観光プロモーションの展開などもしているところであります。

環境につきましても環境学習や省エネの対策、そういうものにも取り組んでおりますし、教育につきましては広域社会教育推進事業、こういう部分では陸上競技の共有で大会を開いたり、また芸術鑑賞と、こういうものも3市3町で行っているところであります。

また、予算の中でもちょっと出ておりましたけれども、西胆振生活情報メール配信事業という形で地域の防災、また被害の部分、また緊急情報と、そういう部分もお知らせするところでありまして、こういう部分でこの室蘭を中心とした地域が活性化をして、また人口定住化を進めるための事業を行っているところでありまして、洞爺湖町にとってもこの事業が洞爺湖町に住む、定住する部分として欠かせないものと考えているところでございます。

○議長（千葉 薫君） 越前谷議員。

○10番（越前谷邦夫君） 私は、旧熊石町出身でありまして、非常に津軽なまりが強いわけであって、聞きづらい点もあるのかと思っておりますが、企画課長の答弁も早口で、自分、何言っているのかわからない。ですから、答弁のときは、ゆっくり答弁するようにお願い申し上げたいと思います。

定住自立圏の中で、今、いろいろと企画課長が一生懸命勉強したところを答弁していただいたわけでありまして、先ほど私は全体そのものもそうですけれども、洞爺湖町が何をどうなさろうとしているのかという点を伺ったのです。定住自立圏3市3町の枠の

中に入って、洞爺湖町はどういう特殊性を生かした地域社会を建立していこうとしているのか、その辺をどうでしょう。企画防災課長の答弁もよろしいのですが、町長の基本的な考え方というものを簡潔にひとつお願い申し上げたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 定住自立圏共生ビジョンを策定させていただいたときに、私どもの町のほうといたしましても、今、重複になりますが、生活機能である医療・防災・観光・環境・教育等々のことについて、いろいろと協力をしていこうという体制をとらせていただきました。

まず医療の関係でございますけれども、私事で大変恐縮でございますが、昨年ちょっと室蘭の製鉄病院のほうに1週間ほど入らせていただきました。そのときに私ども町の方が非常に多く、その病院のほうにお邪魔しているのだなということ、廊下を歩くたびに町民の方と顔を合わすということで、これも協定の中の一つの成果なのかなというふうにも思っております。

また、防災に関しましては、特に有珠山を抱えておりまして、災害時にはお互いに協力をしあうということでございますが、さらには定住自立圏の中の一環で防災組織の強化ということで、今回、消防無線、あるいは行政防災無線、さらにはFMの立ち上げ等々についても協力してやっていこうと、その中の位置づけに洞爺湖町も入らせていただいているところでございます。

また、観光面におきましては、相互イベントの関係では、こちらのほうからも室蘭のほうにお邪魔し、また室蘭のほうからもこちらのほうに来ていただいているというふうな状況があるところでございまして、これらの関係等につきましては、今後ともやはり着実に協力を進めていかなければならないなというふうに考えているところでございます。

また、室蘭市におきましても今現在、定住自立圏構想の共生ビジョンを作成したわけでございますけれども、残念ながら人口が思うように伸びていないという部分の現象がございます。これは室蘭市だけの問題でなくてこの圏域、この圏域から何とか人口を流出させないということが今後、必要なことになってくるのかなというふうに思っておりますので、逐次、首長会議等々やらさせていただいておりますけれども、主張すべき所は主張しながら、協力するところは協力していくということで、そういう姿勢で今後とも望んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（千葉 薫君） 越前谷議員。

○10番（越前谷邦夫君） 今、理事者の答弁で、おおむね今現在取り組んでおる内容等々も把握させていただきました。この定住自立圏の3市3町の枠組みに入ったということは、一自治体で、洞爺湖町なら洞爺湖町、将来にわたって都市機能が成り立っていかなくなる、都市機能を堅持することは非常に厳しい状況下になってくるという、そういう懸念・危惧の中から定住自立圏の構想の中に参画をしたという、そういう認識が私は正しいのではないかなと思っております。

そこで伺いをしたいのは、これは企画防災課長で結構でございますけれども、全国の現在の自治体トータル、大体わかっておりますけれども、それから北海道の市町村の数、幾らでしょうか。

○議長（千葉 薫君） 鈴木企画防災課長。

○企画防災課長（鈴木清隆君） 少々お待ちください。

○議長（千葉 薫君） では、課長、座って結構です。

越前谷議員。

○10番（越前谷邦夫君） これは全国は1,741自治体、北海道は179自治体がございます。

何を今、自治体の数を聞いたかという、今回、安倍内閣が内閣を改造いたしまして、地方の創生大臣というものを任命をいたしました。これは言うまでもなく三大圏に人口の流出を抑えると、それからその地域の地方の人口減少を何とか歯どめしなければならない、あるいはまた地域の経済の活性化を躍進をさせなければならないという、そういう大きな2点の要素の中で安倍内閣は創生大臣を任命いたしまして、まち、ひと、しごとの司令塔ということで、創生本部を立ち上げたわけでございます。

その中で私は注目をしておるのは、内閣改造は9月6日であったでしょうか、さかのぼって本年5月に政府の諮問機関である地方創生会議の中で試算が発表されました。全国の自治体が1,741自治体があるのだけれども、2040までに896自治体が消滅しますという、そういう試算が明らかになったわけであります。このことは私ども行政に参画している者として、消滅させてはならないというそういう思いで、熱意を持ってこれからの行政運営に参画をしていかなければならない、邁進をしていかなければならない、そう思うのであります。

北海道においても、179ある自治体が147消滅するということであります。2040年には、消滅して32自治体より存在しないということなのです。おおむねこの洞爺湖周辺を調べてみると、この辺では伊達市より残らない、町村はほとんど消える。私は2040年ということになると、おおむね25、6年先のことですけれども、天井の上のほうから、空の上のほうから眺めることになるかと思うのですが、私どもはやはり現在の行政に参画している者として、決して消滅させるようなこの地域社会というものを、これから21世紀を担っておる子供たち、成年の方々に提供するということは避けなければならない。しっかりとした安定した地域社会を提供する責務があると思っております。

したがって、そういうことを考えますと、これからの洞爺湖町という地域社会が将来どのような地域を目指すのか、地域が正しい認識を深め、高めて、それに基づいて将来像というものを1日も早く、1年と言えません。1日も早くはっきりとビジョンというものを打ち出すことが、重要でなかろうかなと思うわけでありますけれども、その辺の理事者の見解を伺っておきたいなと思います。

○議長（千葉 薫君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 今回の内閣改造で地方創生大臣が誕生したわけでございますが、一

方で、今、議員もおっしゃられましたとおりでございますが、どうも総理のほうには道州制というものが一つ頭にあるのではないかなということが、私ども危惧してなりません。この道州制につきましては、市長会では、何もほとんど意見が出てきていないというのが現状でございます。ただ、二、三の市については、なかなか慎重に取り扱うべきだと、これはお話を聞いておるのは小さい市だというふうに聞いておりますが、大きな市につきましては非常に、今、意見をそんなに出ていないということでございます。

また、全国町村会におきましてはこの道州制、絶対反対の立場をとっているところでございまして、私ども道町村会、そして胆振町村会におきましても、これは絶対に反対・阻止ということで、ただいま足並みをそろわさせていただいているところでございまして、私どもの町の首長として、今、私どもは自主独立この道を選択するという立場で、行政運営をさせていただいているところでございまして、行政運営の基本となるまちづくり総合計画におきましても28年を迎え、さらに29年からの10カ年計画を構築していかなければならない。ただいまその準備に取りかかっている途中でもございまして、10年、20年先、これらにつきましてはあくまでも自主独立、一つの自治体として生き残るのだという決意で、今、計画を組もうとしているところでございます。

○議長（千葉 薫君） 越前谷議員。

○10番（越前谷邦夫君） 今の理事者の決意を聞いて、理解を深めさせていただきました。

先ほどの定住自立圏ということで、北海道では12地域が自立圏ということで構成をされておるわけでありまして。これは先ほど三大圏に人口が流出させてはならないという、その三大圏というのは言うまでもなく東京圏と大阪圏と名古屋圏ということになるわけでありましてけれども、そういったところに人口の流出を避けなければならない。

ある大学の教授が申し上げているのは、人口減少等々によって北海道の大学そのものが運営できないような、進学する生徒も少なくなっているということから、そのことによって東京方面の大学に行って、あるいは東京方面で卒業されて就職をなされるという、若いこれから21世紀を担う方々がそういう状況下の中であって、そういう環境に充当されておるような状態であるということが、また上げておるわけでありまして。

私は思うのです。この地域社会が、洞爺湖町という地域社会が伸びていくためには、何といってもローカル企業といいましょうか、地方の企業を育成することによって雇用の方が生まれる。雇用の場が生まれて、20代、30代の方々がこの地に居住できるような環境になれば、産声が聞こえる地域にもなる、はしゃぐ声が聞こえる地域になるという、そういう思いを持っておるわけでありまして。

したがって、地域の企業をどう育成をしていくのかということのも、やはり行政としていろいろな手法をもって、これから取り組んでいかなければならないのではないかなと思っております。そういうことも考えながら、それではこの地域に子供たちや成年イコール若者や高齢者がどういう環境の場で生活をした中で、この地域の愛着心を持って生活できるかということところを、理事者の見解を求めてまいりたいなと思っております。

そこで伺いたいのは、子供の人数であります、ゼロ歳から14歳までおおむね925名程度のようにあります。子供たちが、これからの教育、あるいは通告に若干触れておりますが、文化であるとか、防犯であるとか、そういったことをしっかりとの方針を定着させることによって、愛着心もふえてくるでしょう。そのことによって、この町のよさが理解を深めて、これからのどの社会でどの地域で居住していても、この洞爺湖町というすばらしい地域社会に対する愛着が深くなると思っております。

それで教育の関係は、若干いろいろ諸課題もあるようでありますから、避けさせていただきますが、文化の面で、前回も6月議会でも伺っておりますが、若干触れさせてもらいますけれども、私は何といたっても文化関係については、今日まで60年、80年、100年以上続いている、この地域で生まれて育まれておる郷土芸能というものをどう継承していくのか、これも大きな洞爺湖町に対する愛着心の一環でないのかな。子供たちが郷土芸能を継承することによって、洞爺湖町のよさというものの、あるいはまた住民との連携というものを図りながら、地域のよさを育まれるという、そういうことになるのではないかなと思いますから、時間の関係上、簡潔で結構でございますが、これからの郷土芸能を継承していくその手法として、どのようなことを考えているのか伺っておきたいなと思います。

○議長（千葉 薫君） 永井社会教育課長。

○社会教育課長（永井宗雄君） 文化の振興につきましては、社会教育といたしまして、社会教育中期計画に基づきまして推進しているところでございます。とりわけ洞爺湖町の文化の振興につきましては、心の豊かさや生きがい、あるいは生活の潤いなどが重視されてきている中で、芸術・文化への関心が一層高まりを見ているところでもございます。地域に根差した文化の継承に伴う担い手の育成、あるいはさらに芸術・文化の鑑賞や町の文化関係の学習の機会の提供といったことの充実が、一層求められているところでもございます。

ただいま郷土芸能につきましてですけれども、現在、獅子舞保存会など古く歴史のある保存団体が、町内には3団体ございます。社会教育の中期計画にもありますとおり、時代を超えても変わらない大切なものをしっかりと、次の世代に継承していくということで掲げてございますので、そういったことの保存、あるいは継承について支援していきたいと考えております。

○議長（千葉 薫君） 越前谷議員。

○10番（越前谷邦夫君） 郷土芸能の継承については、今、課長が答弁されておりますが、無形文化財に指定されておるのは3団体ございます。そのほかにもっと洞爺湖温泉には洞爺湖音頭がございまして、それから、洞爺地区には洞爺音頭もある。それから、6月の定例議会では理事者が述べられておりますように、中野七頭舞等々で一生懸命これまた努力をされて、いろいろな機会あるごとに発表会などもやっております。いろいろなその疲弊状態にある、あるいはまた減少傾向にある自治体の中の祭典、お祭りなどとか祭典などを見ますと、あるいはまた調べてみますと、小学生・中学生の子供たちが、先人の方々が

血みどろになってつくり上げてきた、継承してきた郷土芸能をしっかりと守るという意識が芽生えているわけでありますね。

したがって、洞爺湖町もぜひそういった郷土芸能等々がしっかりと存在していけるようなそういう継承、あるいはまた行政等々、あるいはまた民間の方々も含めて、支援体制を強化するということが重要ではなかろうかなと思うのですが、理事者の見解を簡潔にお願いしたいなと思います。

○議長（千葉 薫君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） ことしのお祭り等々にも当町の郷土芸能、それぞれ見せていただきました。非常に地域挙げてこのお祭り、郷土芸能をしっかりと守っているのだなというのがひしひしと感ずることができました。これらの郷土芸能は、やはり今後もきちっと守り、育てていかなければならないなというふうにも思っております。

また、いつか、どこかの場面で、単なる地域のお祭りだけでなく、ご披露するだけでなく、どこかの場面でそういう方々の舞いをご披露できる場を今後とも、いろいろな場面で検討していきたいなというふうに考えております。

○議長（千葉 薫君） 越前谷議員。

○10番（越前谷邦夫君） ありがとうございます。今、実行委員会等々が発足をされまして、心に夢の灯をともし芸術鑑賞会、過日、高橋竹山の演奏会がございました。非常に実行委員会の方々の努力を深めて、私はすばらしい演奏会であったなという、そういう認識を深めています。これは教育委員会あたりが所管でございますけれども、心に夢の灯をともし芸術鑑賞会ということで、これから文化振興基金を切り崩した中で、これから機会あるごとに実施をしていこうと思います。そういったところに、きょうお集まりの職員の方々あるいはまた議員の方々も、できるだけそういう場に参画をする、あるいはまた鑑賞するそのことが地域のよさというものが芽生えて、お年寄りの方々も子供さんたちも若者の方々も芽生えて地域のよさをわかった上で、この町にこそこういうすばらしい行政運営があるのだということを認識を深めたならば、必ずや居住していくのだという思いが強くなってくるといえると思いますね。

したがって、そういうイベントであるとか、祭典であるとか、できるだけ多くの方々が参画をするような環境を整えていくことが重要でないのかなと思うのですが、理事者、このことも見解いかがでしょうか。簡潔で結構でございます。

○議長（千葉 薫君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） その部分につきましては、私ども共感でございます。それでイベント等につきましては、ほとんどのイベントに町の職員が参画をさせていただいております。準備、そして後かたづけ、ある意味で私どもの町は相当イベントが多いところでございますが、本当にそういう意味では職員にご苦労かけているなというふうな感じがいたします。

また、今、ご指摘の各種催し等につきましては、できるだけ多くの町民の皆様、そして職員、さらには議員の皆様にも参画していただければなというふうに思っています、今

後ともそういうふうな啓発に私ども力、努めてまいりたいと考えております。

○議長（千葉 薫君） 越前谷議員。

○10番（越前谷邦夫君） 大変力強い決意を伺って、ありがとうございました。

それでは時間の関係もございますから、6月の定例議会でも述べておりますので、子供たちの防犯体制について伺っておきたいと思うわけであります。

ことし冬に札幌の子供さんが行方不明になりまして、1週間後でしたでしょうか、無事に発見されて、ほっといたしました。今回、兵庫県神戸市長田区で、小学校1年生の子供が行方不明になって、皆さんご承知のとおり非常に残念な結果で、議長、居眠りするの結構です。上見て下を向くのも結構ですけれども、私語だけはやめてください。真剣な場で、今、議論深めているところでございますから、よろしく取り扱いをお願いしたいなと思います。

それで、その子供さんが残念な結果で発見をされるということになりました。今日の社会状況からいけば、必ずも大都会ばかりにある事件ではないだろうと思います。この地域は、そういう危ぶまれるような環境ではないのではないかなと思っておりますけれども、どこでどういう事件が発生するかわからない。特に、子供さんたちの命を守る存在を高めるということになれば、地域そろって防犯体制に力を注ぐ必要があるのではないかなと思っております。

したがって、洞爺湖町も今日まで取り組んでおります100当番の家とか、あるいはまたかつては防犯パトロールなども、積極的に実施をしましてまいりました。私は、これからのすばらしい地域社会をつくり上げて、定住を確立をしていくということになれば、どの町にもない子供たちの成長を育んでいる地域である。そういうことを考えたならば、まさに防犯体制というものは、時間なく積極的に取り組みをしていく必要あるのではないかなと思っております。例えば、ボランティアの自主的なパトロールであるとか、あるいはまた青色の照明をつけたパトロールが巡回をするとか、そういう環境を整えることが極めて重要な課題ではないのかなと思っております。

昨今、理事者、私もいろいろ事情ありまして、実家へ帰る回数が多くなりました。八雲町に入りますと、交通安全週間でなくとも交通安全の旗を持ったり、防犯の旗を持って巡回して歩いている方々を、非常に多く見受けられるのですよ。こういったことも、洞爺湖町もこれからも一生懸命、今現在もやっていますけれども、こういう環境を整えることが極めて重要だな。そのことによって、札幌、あるいはまた兵庫県神戸市で発生したような事件を防ぐことができるのではないかなという、そういう思いを持っておりますので、ぜひ簡潔で結構ですから、その思いというものを聞かせていただければ、ありがたく思います。

○議長（千葉 薫君） 遠藤総務部長。

○総務部長（遠藤秀男君） 子供たちを犯罪等から守るという体制づくりというお話でございます。

先ほど、最初に議員のほうからも、14歳までの子供たちが非常に少なくなっている

というお話がございました。町なりに数字的なお話をさせていただきますと、ちょうど合併したとき、平成13年3月末なのですが、その時点でゼロ歳から14歳の子供というのが1,241名おりました。26年3月31日末でいきますと863名という状況で、町内全体が全体として13%ぐらい減っている状況なのですが、子供たちの減少というのは30%を超えていると、非常に少なくなっている状況がございます。そういう中でも、子供たちをしっかりと守っていかなければいけないということは、肝に銘じるところでございます。

そういう意味では、ことし、26年度、25年度に防犯ベル等を購入させていただきまして、各小学校だけでなく中学生にまで配付しているという状況、この管理体制については学校のほうにお願いしている状況でございますけれども、このほか子どもSOSの家というような状況もございます。

また、議員おっしゃっていましたように、登下校の見守りというのは、以前ボランティアであったのですが、最近そういう状況もなくなっているというのがございます。先ほどの子どもSOSの家の件も、今現在、道路わきにそれぞれの住宅に張っているというだけの状況というのも、実際なのかなというふうに考えてございますので、これらも含めて改めてそういう体制を見直して、またボランティア体制の再整備というのにも必要かなと思っておりますので、今後、そういうことも考えて進めていきたいなと思っております。

○議長（千葉 薫君） 越前谷議員。

○10番（越前谷邦夫君） 今現在の防犯体制のあり方、あるいはまたこれからの防犯体制のあり方、総務部長のほうから答弁をいただいて理解を深めたわけではありますが、やはり少なくとも防犯体制というのは各自治会の協力も求めなければならないだろうと思いますし、あるいはまた各関係団体等々も含めて、そういった団体の協力もいただかなければならないだろうと思います。

したがって、今現在の総務部長が述べておりますように、どういう実態にあるのかと、いま一度、検証・検分を図って、次のステップとして、それならばこういう体制を構築をした中で、しっかりとこの洞爺湖町というのは、防犯に対しては全国一だぞと言われるような防犯体制の構築を図っていくべきでないのかなと思いますけれども、理事者、簡潔で結構ですから、決意をいただければありがたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 今、担当部長が申し述べたとおりでございまして、担当部長、一生懸命やる人ですから、期待をしているところでございます。

○議長（千葉 薫君） 越前谷議員。

○10番（越前谷邦夫君） 満点の答弁とはこういうことかなと思うのですけれども、それで次に、若者関係について質問させていただきたいなと思います。

6月定例議会でも若者対策等々については、若干、理事者の見解も伺っておりますから、理解を深めているところでありますけれども、何といたっても現在の若者は約1,600名と、そういうことで人口の全体の16%を占めておるわけであります。この若者対策については、

当然、冒頭申し上げましたように、雇用の問題もあるでしょう。それから、子育てで他の町にない特典と言ったら言葉妥当ではないだろうけれども、他の町で取り組んでいないような行政の手法・方策の一環として、こういうものがあるぞということになれば、当然、若者も定着しつつあるのではないかなという気がします。

雇用もあるでしょう。それから、あるいはまた住む住宅の問題もあるでしょう。このことについて6月以降、どのような対策で、どのような進捗状況にあるのか、簡単に結構ですから伺っておきたいなと思います。

○議長（千葉 薫君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 人口、定住対策の一環でございますが、これまでチャレンジショップ、あるいはちょっと暮らし等々実施してきているところでございますが、なかなか定住に結んでいかない。チャレンジショップについては、今、3件だったかな、4件、この町に住んでいて、ご商売をしていただいているという状況でございますが、それではということで実は、いろいろな関係機関のほうにお声かけをさせていただいております。特に、洞爺地区のほうに、今現在、福祉施設これを何とか、養護老人ホームになろうかと思えますけれども、50人床、そしてショートステイが12床、さらには今、空きホテルになっているところの利活用といいましょうか、そういうことを何とか誘致できないかということで、話を進めさせていただいております。

それによって雇用が生まれてくるといいましょうか、さらには若い方が、特に養護老人ホームの関係につきましては、若い方々を研修できる施設これらもあわせて、今、検討をいただいているところがありまして、洞爺の地区に、災害の少ない地域でございますので、その地域に何とか人口、または産業に結びつくようなものをということで、今、検討しているところでございます。

○議長（千葉 薫君） 越前谷議員。

○10番（越前谷邦夫君） 検討がぜひ実現されるように希求をいたします。

定住のところでちょっと触れさせてもらいますけれども、前回6月の議会では当麻町の件を上げました。当麻町は、若い方々が当麻町に居住するために帰ってくる場合、あるいは帰ってきて新築する場合については200万円と、それから当麻町 material を使ったならば200万円ということで、合計400万円の助成をします。

先日、7月の議員研修で北竜町に行って参りました。北竜町も非常に人口減少が激しいところでございまして、その対策の一環として、居住されていた方々も含めて新築の場合は200万円の助成をするということが、条例で明らかになっているわけでございます。こういう他の各地の自治体の取り組みなどを見ると、やはり何か洞爺湖町も他町村のないようなそういう方策・施策を打ち出したならば、若い方々が居住をするという環境になるのではないかな。若い方々の声やら、あるいはまた高齢の方々からも聞くと、20人、30人ふやすのは、洞爺湖温泉のホテルを開店に結びつけたら何とかなるのではないかなという、そういう声さえあります。

それから、これは声ですから、住民の素朴な声ですから、それから定住を促進させる、移住を促進されるというならば、三豊あたりを全部買い取って、あそこを移住の建設場所等々にしてはどうなのかというそういう声すら出ますので、そういったことも含めて理事者の他の町にないような施策を打ち出すことによって、必ずや若い方々の定住・移住に結びつけるのではないかなと思いますので、ぜひ検討の材料にしていいただければありがたいと思うわけであります。

そこで前回の体験型の移住ということで、長野県が先進地であるということを述べました。その後、調べてみると、島根県の海士町というところがあるのですが、島根県の海士町も体験させて移住に結びついていると、平成4年から平成13年までに海士町では437名の方々が移住された。長野県は、理事者も6月の定例議会で述べておりますように、民間主導型で移住に結びついておるということでございますけれども、島根県の海士町は行政主導型、行政が主体性を持って積極的な取り組みをすることによって、例えば漁業権のあっせんも含めて、そういうことをやるとどんどんふえてきておるという、そういう実態があるわけでありますから、ぜひ理事者をお願いを申し上げたいのは、長野県であるとか、島根県の海士町あたりへ職員を研修に出してはどうか。そして学んできたことを定住、移住対策に反映をさせるという、そういう環境をできないのかなという気がしてなりませんので、その辺の見解を簡潔で結構ですから、お願い申し上げたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） まずは前段で、資料を収集しながら分析をしていきたいなというふうに思いますが、職員派遣等々については、十分検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（千葉 薫君） 越前谷議員。

○10番（越前谷邦夫君） 今、町長は派遣と言いましたけれども、自分は研修と言ったのですね、研修視察、そういうことで何とか取り組んでいただければなと思います。

それから、今、全国的に冒頭申し上げましたように、人口減少対策の一環として、全国の各自治体が人口を何とか減少させない方法ということで、いろいろな施策・方策を講じているわけでありますけれども、私はやっぱり洞爺湖町も産業課の職員が兼務で担当するということではなくて、定住、移住対策の専門員を配置をさせてはどうかという気がしてならない。兼務ではなくて、積極的に定住、移住対策に取り組むという、そういう専門の担当課まで申し上げませんが、担当員を配置をして積極的に定住、移住対策に取り組んでいくという、そういう姿勢になってくれればありがたいのでありますけれども、理事者、どのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（千葉 薫君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 以前から定住、移住対策については、産業課が所管ということで進めておりますが、何とかそれらについても、本当にやらなければならないことというふうには認識しておりますので、十分検討させていただきたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 越前谷議員。

○10番（越前谷邦夫君） 隣の議会では検討ということになると、検討した結果を報告しなければならぬという、そういうことにもなったようでございまして、洞爺湖町も議会もそうあってほしいなという思いを持ちますけれども、検討というのは、そう期待できないなという受けとめ方をせざるを得ないのです。

それで次に、高齢者のほうを若干触れさせていただきますが、さきの議会でも述べておりますけれども、簡潔にトータルで結構ですけれども、高齢者人口と居住者の件数と単身高齢者の居住数を教えていただければと思います。

○議長（千葉 薫君） 皆見健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆見 亨君） 私のほうからご答弁させていただきます。

平成26年8月31日現在でございます。65歳以上人口が3,593名、75歳以上人口が1,924名、それから65歳以上の世帯数が2,560世帯、そのうちひとり暮らし世帯が755世帯でございます。

○議長（千葉 薫君） 越前谷議員。

○10番（越前谷邦夫君） 今、健康福祉課長のほうから、洞爺湖町の総人口の中で65歳以上は何名、あるいはまた全世帯数は何名で、65歳以上の世帯数等々述べていただきました。これからまさに1年ごとに高齢者がふえてくるでしょう。今、発言している自分も高齢者の一人でありまして、そういうことでこれからどんどんどんどん高齢者がふえてくるわけですから、高齢者対策ということに対しましても、積極的に力を入れていく必要があるのではないかなと思っております。

特に、65歳以上の世帯数で2,560世帯ということでありまして、全世帯の50.19%ということになるかと思うのですが、そのうちのひとり暮らし世帯755世帯、これは全体の14.8%ということになるわけでありまして、少なくとも昨今いろいろな地域の連携であるとか、あるいはまた取り組み等々によって孤独死などということが、洞爺湖町でも過去にあったわけでありまして、それがなくなった。これはすばらしい今、環境にあるのだなと思っております。この環境を何とか維持をしていかなければならないなと思っております。

そこで伺っておきたいのは、いわゆる高齢者対策の一環として、今、民生委員の方々が非常に努力をされておる。それから、各自治会にある、自治会で取り組んでおる福祉委員の方々が、非常に地域の中に入って努力をされておるわけでありまして、その方々の民生委員と福祉委員の活動内容というものを簡単に結構でありますから、ぜひお聞かせ願えればありがたく思います。

○議長（千葉 薫君） 皆見健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆見 亨君） 私のほうからご説明させていただきます。

まず民生委員、児童委員につきましては、38名いらっしゃいます。民生委員だけでは35名です。それから、福祉委員につきましては93名いらっしゃいます。

まず、民生委員でございますが、担当地区内の状況を掌握し、地域住民に対しまして適切に相談援助を行える態勢を整えておくということが、民生委員としては必要であります。この社会調査を行うということが、まずは基本ということではなされているところでございます。その上で援助を必要とする方が、その有する能力に応じまして日常生活を営むことができるように、生活に関する各種相談に応じまして、助言や見守り活動、必要な情報の提供、公的機関との橋渡しなどを行っているところでございます。

しかし、洞爺湖町内には民生委員が35名しかいなく、支援を必要としている全てを35名の民生委員で補うということには、無理があるというふうに感じてございます。このようなことから、自治会のご協力・ご理解をいただきまして、各自治会内に福祉委員を選任をいたしまして、高齢者や障害者、子供たちに対しまして見守り訪問活動や声かけ活動、助け合い活動などの地域福祉活動に、ご尽力をしていただいているところでございます。

なお、町といたしましての民生委員並びに福祉委員とのかかわりでございますが、民生委員では協議会を設置してございます。町は事務局を担っております。民生委員の資質向上のための各種研修会の開催や個別相談、関係する機関への橋渡しなどを行っているところでございます。

また、福祉委員におきましては、地域包括支援センターで実施する地域ケア会議に参加をいただき、ふだん交流のない保健・福祉・医療等関係者との交流を図ったり、情報交換などを行い、日々の活動の参考としていただいているところでございます。

なお、福祉委員につきましては、社会福祉協議会会長より委嘱状を交付しており、社会福祉協議会が事務局として、その活動を支援しているところでございます。

以上でございます。

○議長（千葉 薫君） 越前谷議員。

○10番（越前谷邦夫君） 今、健康福祉課長から述べられて民生委員、あるいはまた地域の福祉委員の活動もわかりました。理解を深めました。民生委員の方々も各自治会の福祉委員の方々も本当に、自分高齢者になったせいかわかるのですよ。自分のところにも出向いてきて、大丈夫ですか、何か心配事、心配事たくさんあるのですけれども、そういう声かけをしてくださって、非常に歓迎をしているところであります。

きのうの理事者の答弁の中でも、福祉行政が多岐にわたってきているということが述べられております。まさにそのとおりだろうと思います。したがって、やはり行政とそういう方々、先ほど申し上げた民生委員とか福祉委員だけでなく、地域が一体となって支援体制を強化を図るという、そういう環境を整えることが重要でないのかなと思うのです。

したがって、福祉委員ばかりではなくて、みんなで声かけ運動等々を行うような、そういう環境を整えるべきではないのかなと思うのですが、そういった各団体、各住民の方々等々に含めて、呼びかけをするという考え方はあるかないか、否かで結構ですから、お聞かせください。お願いいたします。

○議長（千葉 薫君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） ちょっと話させていただきたいのですが、この間、100歳の男性の方のところにお祝い金を持っていきました。お伺いしたところ、たまたまお嬢さんが札幌から来ておりまして、「お父さんよかったね」ということだったのですが、お父さんのしぐさはすばらしいものがございまして、背広・ネクタイをびしっと決めまして、我々を迎えてくれました。そして今、どういうふうにお暮らしなのかということでお聞きしますと、ひとりで暮らしていると、ひとりで煮炊きもしていると。100歳なのに随分お元気ですねと、本当に大丈夫なのかというお話を聞いたときに、毎日ちゃんと自治会長さんが見回りに来てくれるというお話を聞きまして、改めて帰りに自治会長さんのところ寄りしました。

ところが、自治会長さん、残念ながらご家族でお留守だったみたいで、たまたまこの間、町でお会いしまして、その話をしましたら、「行っているのだ」ということで、やはりこの地域は、地域の見回りがしっかりできているのだなということを感じさせられたところでもございまして、そういう地域の見回りというのが、この町に今一番必要なことでないのかなというふうにも思っておりますので、これからもいろいろな意味で地域の方々に、おかけ合いを持っていただけるよう、行政のほうも努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（千葉 薫君） 越前谷議員。

○10番（越前谷邦夫君） 今の決意を伺って、少しは安心しました。やはり行政そのものもそうですけれども、民生委員、福祉委員の方々もまさにそのとおりでございますけれども、やっぱり地域でどういう支援体制の輪を拡充するかというのが、大きなテーマにしなければならぬだろうと思います。

したがって、今回の質問の中で、子供対策のことも若干述べさせていただきました。成年対策、いわゆる若者対策も若干述べさせていただきました。それから、高齢者対策も述べさせていただきました。そこで理事者の見解をお伺いしたいのは、こういう地域の諸課題に対して、住民の方々が話のできるような、話し合いのできるような、そういう懇話会というものをつくり上げられないのかなという気がするのです。成年は成年に対していろいろな課題を話し合う、高齢者は高齢者なりにどういう不平・不満・よさ等々含めてあるのかどうか、そういったことの精査するための懇話会を年に何回か開くという、そういう環境をぜひとっていただきたいなと思うのですが、理事者の見解をお願いしたいなと思います。

○議長（千葉 薫君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 大切なことだというふうに理解しておりますので、時間を調整しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（千葉 薫君） 越前谷議員。

○10番（越前谷邦夫君） それでは、2点目の土砂災害防止法に基づく避難の勧告や指示はということで質問させていただきたいなと思うわけであります。

この土砂災害等の発生状況等々については、質問の通告に載っておりますが、割愛をさせていただきたいと思うのですが、いかに地方の防災力を強化を図るかというのが、大変重要な課題ではないのかなと思っております。先ほど、冒頭法律のほう加えていただきたと、こういうことを述べさせていただきました。了解をいただきました。

この土砂災害の防止法というのは、施行は2001年であります。2001年から施行されたわけであります。これはさかのぼって1999年に、今回、大きな被害が発生した広島市、1999年に土砂災害が発生しまして、36名の犠牲者が出たわけであります。そのことによって、国も土砂災害防止法というものを設定をしながら、何とか土砂災害を未然に防ぐそういう策ということで、この法律ができ上がったわけであります。

先日の雨量で、これまた広島市では74名の犠牲者が出ました。北海道においては、礼文町で2名の方々の犠牲者が出たわけであります。先日の大雨等々によって、札幌市では78万人の方への避難勧告と、この近くでいくと、白老町が全世帯に避難勧告を出されたわけであります。避難勧告というのは、地方自治体の長が避難勧告を出すわけでありますけれども、今回の被災された広島、礼文、災害が発生してから避難勧告を出しておるわけありますね。したがって、私は、何とか土砂災害を防止をして、こういった犠牲者を出さないような環境を整えるためには、何といっても防災計画も必要ですけれども、避難体制のあり方が重要ではないのかなと。

したがって、避難というのは誘導がしっかりしてなければ、誘導体制が確立してなければ、避難もスムーズにいかないということでございますけれども、その辺の理事者の見解を伺っておきたいなと思います。

○議長（千葉 薫君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） ただいま1999年のお話をさせていただきましたが、くしくも1999年8月に、私どもの町もいわゆる温泉のお墓の石が流れ出たという災害が発生しました。それも集中豪雨的な雨でございましたけれども、それからしばらく当町におきましては激しい雨というのはなかったわけでございますが、最近ではセンチュリーのところで大雨が、こっちのほうも雨が合ったわけでございますが、土砂崩れが起きて、幸い民家には支障がなかったわけでございますけれども、既にのり面工事もさせていただきましたが、やはり雨災害については、いつ、いかなるときに起きるかわからないということから、今回、道のほうで、これは国の指導のもとですけれども、土砂災害特別警戒区域が示されまして、そのところにつきましては既に避難訓練をやっていただいているところでございます。

しかし、いつ、いかなるときにどんな雨が来るかもしれないということで、たまたまきのうですけれども、室蘭気象台の台長さんというのですか、その方と携帯電話のやりとりができるようになりました。気象台のほうで発表する前に、所長さんのほうから私のほうに連絡が来ることになっています。洞爺湖町に関しては、それをもって、その雨量等々を判断しながら、即刻避難勧告、これを発令しなければならないかな。ただ、雨が降ってから外に出たのでは、危険が逆に増すということもございますので、今、担当課にお願いし

ておりますのは自主防災組織、まずは一旦安全なところに避難していただいて、雨が一旦おさまったら私どもの避難所のほうに移行してもらうというふうな体制を、これから逐次、整備をしていきたいなというふうに考えております。

○議長（千葉 薫君） 越前谷議員。

○10番（越前谷邦夫君） ありがとうございます。

まず防災というのは、こういうことだそうでありますね、居住している地域でどんな災害が発生するかということ、まず認識を深めることだということでございます。この地域で、どんな災害が発生するかということの認識を深めるのが、防災の原点だと言われておるわけであります。そのことをしっかり行政に参画している私ども含めて、認識を深める必要があるのではないかと。必ずしも噴火だけでない、津波だけではなく、土砂災害もあるでしょう、大雪もあるでしょう、暴風雪もあるでしょう等々含めて、そういう災害がどう発生するのかということでもあります。

今、理事者が墓石が流されたことも1999年であります。噴火前の前の年であります。それから、さかのぼって52年の有珠山噴火を思い浮かべてほしいのは、8月7日に大噴火がありました。その翌年の53年の10月24日、泥流が発生しまして、3名の犠牲者が出たわけであります。それとあわせて、先ほど理事者も述べておりますように、三豊でもそういう土砂災害というものが発生しております。

私は、洞爺地区のほうは、まだ熟知しておりませんが、そういう危険箇所というのは92カ所あるということでもあります。それから、危険箇所に指定をされておるのは3カ所ということでもあります。指定をされていないから安心だということは、極めて不安だと思うのです。したがって、大雨降ったならば、雨が降ったならば、職員の方々はどのような招集されるのでしょうか。

○議長（千葉 薫君） 鈴木企画防災課長。

○企画防災課長（鈴木清隆君） 招集の有無ですけれども、気象庁から各関係機関に、洞爺湖町へ情報提供いただいているところです。まず初めに、気象庁等から大雨警報、警報が出た時点で企画防災課の職員が役場に張りついて、状況を把握しています。その時点で、対象となる課長、また三役にも連絡をして、今、警報が発令されましたという形になっておりまして、その後、地域の警戒に当たる形になっています。

一つには、雨の場合でありましたら、基準としては1時間に20ミリの雨が降った時点で、道の出動基準になっているのですけれども、こちらのほうで周辺の警戒を見回ることになっております。また、雨の部分に関しましては、山間だけでなく市街地でも下水道管の詰まったりして、冠水するおそれもありますので、そういうところも住所地点を確認して警戒をするになっております。また、地震・津波についてもその配備によって動いているところでありまして、洞爺湖町は气象台からの警報を発令した時から職員が待機していることと、また、その後、第1、第2、第3非常配備という形での職員の配置を行っているところであります。当然、この部分に関しましては、消防、また消防団員のほうにも連絡を

して、非常時には支援をしていただくような体制を整えているところでございます。

○議長（千葉 薫君） 越前谷議員。

○10番（越前谷邦夫君） わかりました。

それで今回、札幌市あたりでは避難勧告を出しまして避難をしたと。それで、その後の総括といいましょうか、あるいはまた人の声というのも、住民の市民の声というのを載ておりました。その中ではサイレンが聞こえなかったかという、それから白石地区あたりでは3時間25分、夜中の3時ごろから停電になったのですよ。それで電話かけてもだめ、情報が入ってこない。それから、自分も余りよくわからないのですが、メールがあるのですね、エリアメールという。それもエリアメールも活用はなったのですけれども、持っている人はいいけれども、持っていない人にはだめ、こういう状況であったと思うのですね、状況であったということが明らかになっております。

私は、何といっても災害、大雨警報なら大雨警報出た場合に、人の命やら財産に影響出るようだとことから警報が出るのであって、その後にご存じのように、昨年、大雨特別警報という、さらに強い警報出すように気象庁はしたわけであります。したがって、きょうも述べられておったようでありますけれども、この町が余り雨が少なくて、そんな災害が少ない町だよなというのが、住民の中に声としてあるのですよ。そういう意識こそが心配だなという気がするのですね。

したがって、理事者、どうでしょう。今回の大雨警報等々が発令して、特別警報等々が発生して、各地域で取り組んだ状況下を把握した中で、そして検証・検分を図りながらその教訓を生かして、洞爺湖町で大雨等々が降った場合でも、必ずや人の命と財産を守るといふその体制は、速やかにできるような体制を構築していかなければならないと思うのですが、もう一度、理事者の見解を伺いたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） ここに住まれる方の生命、財産を守る、これは私ども行政の最大の役割でございます。その観点から、しっかりその対策を講じていかなければ、今も準備をしているところでございますけれども、再構築をしていかなければならないなというふうに考えております。

また、パトロールに出る職員、あるいはまた消防職員、あるいは消防団員、これらの方々にも命の危険があるときには、速やかに退避できるというふうなこともその中に盛り込みながらしっかりしたパトロール、そしてしっかりした避難体制は構築していかなければならないなというふうに思っております。

また、今、道のほうから九十何カ所、そして危険区域が3カ所ということの内容があるわけでございますけれども、過去において私どもの町で大雨が来て、災害らしきものが発生しそうなところ、そこの部分につきましても今、担当課のほうで図面に落として、この地域はこのぐらいの雨でも水浸しになったようだとか、あるいは床下浸水になったようだとか、そういうことも今、逐次、検証していただいておりますので、万が一、私ども

で漏れているところがありましたら、また、このところでもあったぞというふうなことのご指摘をしていただければなというふうに思っております。

○議長（千葉 薫君） 越前谷議員。

○10番（越前谷邦夫君） 了解いたしました。

そこで指摘をさせていただきたいと思うのですが、今回、速やかに土砂災害から身を守るためにということで洞爺湖町長名で回覧、これは出してよかったなと思っています。自分は、ただ、やはり92カ所ある危険箇所が指定が3カ所ですよね、私ども噴火後にゾーニングの関係で、非常に苦い経験もしたわけでありましたが、当時はAゾーン・Xゾーン・Bゾーン・Cゾーンというそういう位置づけを図った経緯があって、いろいろ住民感情が高まった経緯もあります。

したがって、危険箇所に指定されると、この土地の価格等々も下がるという、そういう住民感情も出てくるだろうと思いますけれども、やはり危険な場所は危険な場所として認識を深めた中で、どういう体制を構築したならば、犠牲者も出さない未然防止になるかということ、これから課題として取り組んでいただければなと思っております。

それで、この回覧等々を見て、こういう回覧等々も流すのも極めて重要でありますけれども、ちょっと高齢者にはわかりづらい部分もある。それと、開いて見ると残念なことに、これは室蘭建設部管理部洞爺出張所管内土砂災害危険箇所図ということで、これは室蘭の建設で出したのではないかなと思うのですが、図面を見ると、いまだに洞爺協会病院が温泉にある。それから、洞爺湖浄水場も昔のまま、かんぼの宿もある、町民球場もある、幸楽園もある、虻田洞爺インターはここにある、この図面では移住者、洞爺湖温泉、まだ温泉にあるのだ、かんぼの宿まだ存在しているのだ、こういう認識になりかねないわけありますから、これは決してあらを探しているわけではありません。洞爺湖町が、本当に防災に対して力を入れて、努力をしている町なのだとすることに考えたならば、多少お金かかってでも現在の何々現在、正確な図面で危険箇所を周知をするというのが、常識の範囲内でないのかなという気がしますけれども、その辺、理事者、どんな見解をお持ちでしょうか。

○議長（千葉 薫君） 八木橋副町長。

○副町長（八木橋 隆君） 土砂災害危険箇所につきましては、北海道が公表したということで、データ作成等々、全て北海道が担っております。

当町といたしましては、ほかのこともそうですけれども、なかなか道のほうも予算の都合があるのか何かわかりませんが、最新のものでつukらないという傾向にあります。そういうことは地元には納得できないことですので、しっかりとそういうものを建設部に最新のデータを使って、そういう図面等も作成してほしいという要請をしてみたいと、このように考えてございます。

○議長（千葉 薫君） 越前谷議員。

○10番（越前谷邦夫君） もう時間も、きょうはまたこれからあるようでありますけれど

も、やはり何といっても災害を絶対起きてはならないと思うのですが、災害防止ということを考えれば、その地域の特殊性を生かしながら、地域の先ほど申し上げましたが、どんな災害が発生するかということを行政ばかりではありません。住民の方々にも周知徹底をして、どんな災害が発生、予想されるかというこういう認識を深めていただくためには、住民との話し合いをする、あるいはまた町内会単位でも、協議を深めてもらうという環境が重要ではないのかなと思っております。

そこで、理事者、全国で防災対策の一環として、自治会単位で避難訓練等々行っている地域もあるのですよ。こういう災害が発生したならば、自治会そのものが危険を予知したならば、行政の情報提供なくとも即避難できるような、そういう体制を構築しておる地域もあるということを、これ、うそではありませんから。全国で自治会単位で、自治体ではありません。自治会単位で取り組んでいる町もあるということを認識を深めていただいて、ぜひ洞爺湖町においては、災害で犠牲者を出さないようなそういう体制の構築を、最後に理事者の見解求めて、私の質問終わらせていただきます。

○議長（千葉 薫君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 災害が発生しそうなときの避難体制といいたまいますか、行政だけでは決してできない部分がございます。行政は最善の努力をするわけですが、消防・消防団、こういう方々のお力もかりてやるわけですが、それでも行き届かないところがあるかと思えます。

そのためにも、今、自主防災組織の設立といいたまいますか、これをお願いしているところがございます、その中には当然自治会単位、これも含んで形の自主防災組織が何とかうちの町で、四十何自治会あるところ全てが対応できるようなものに、今、担当課のほう一生懸命努力しているようでございますので、その成果を待ちたいというふうに考えております。

○議長（千葉 薫君） ご苦労さまでした。

これで、10番、越前谷議員の質問を終わります。

以上で、一般質問は、これで終了いたします。

あとの残余の議件につきましては、3時45分から再開をいたします。よろしくお願いいたします。

（午後 3時34分）

○議長（千葉 薫君） では、再開をいたします。

（午後 3時45分）

◎認定第1号から認定第7号まで一括説明、討論、採決

○議長（千葉 薫君） 日程第3、認定第1号平成25年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定から認定第7号平成25年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

までを一括して議題といたします。

各会計決算の認定については、決算特別委員会の付託事件でありますので、決算特別委員会委員長から一括して報告を求めます。

七戸委員長。

○決算特別委員会委員長（七戸輝彦君） 読み上げて報告させていただきます。

報告第10号、委員会審査報告書。

平成26年9月25日、洞爺湖町議会議長、千葉薫様、決算特別委員会委員長、七戸輝彦。

洞爺湖町議会平成26年9月会議において、特別委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第72条の規定により報告いたします。

記。

1、審査期日。平成26年9月16日、17日、18日、19日の4日間。

2、審査の対象ですが、認定第1号平成25年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算認定から認定第7号平成25年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算認定までの会計でございます。七つの会計です。

3、審査の結果。

平成25年度各会計決算認定については、下記のとおり意見を付して認定した。

4、審査意見。

(1)水道事業会計。

使用料の収納については、現年分及び滞納分ともに前年度を上回る収納率となっており、一定の成果が見られるが、長期間滞納者へのさらなる対策の検討が求められる。

また、石綿管の布設がえが1割程度残っているとのことであるが、早期に終了するよう事業の推進を図られたい。

(2)一般会計。

平成25年度の決算については、前年度から引き続き歳出の抑制に取り組み、財源不足を補う財政調整基金などへの積み立てを行うなど、健全な財政運営を図ってきているものであり、健全化判断比率においても全て基準値を下回っているものである。

このことから、早期健全化団体の主因となった実質公債費比率16.0%と前年度より2.7%下回り、地方債発行の許可団体から協議団体への移行基準の指標18%以下となっており、大きく改善されている。

しかしながら、町の主要な財源となっている地方交付税においては、合併による算定の特別措置が期限を迎え、平成27年度から交付額が減少していくことが予想されることから、将来を見据えた財政運営を図るよう努められたい。

また、各種計画における継続事項においては、計画に沿った事業の取り組みを推進するとともに、事業の成果を町民にわかりやすい方法で示していただきたい。

(3)特別会計。

使用料及び保険料などの収納において、種々の取り組みが図られ、収納率の向上が見られ

るものの、依然多額の未納額が発生しており、法や条例に基づき、なお一層の改善に努められたい。

また、国民健康保険特別会計においては、事前検診の受診増を図られたい。

以上でございます。

○議長（千葉 薫君） これで報告を終わります。

なお、決算特別委員会は、議長、監査委員を除く全員による委員会でありますので、委員長に対する質疑を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） それでは質疑を省略します。

それでは、認定第1号から1件ずつ、討論と採決を行います。

初めに、認定第1号平成25年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定についてであります。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、認定第1号平成25年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号平成25年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定については、認定することに決定をいたしました。

次に、認定第2号平成25年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定について、討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、認定第2号平成25年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号平成25年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定については、認定することに決定をいたしました。

これから、認定第3号平成25年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号平成25年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算の認定については、認定することに決定をいたしました。

次に、認定第4号平成25年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計決算の認定について、討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、認定第4号平成25年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号平成25年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計決算の認定については、認定することに決定をいたしました。

次に、認定第5号平成25年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算の認定について、討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、認定第5号平成25年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号平成25年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算の認定については、認定することに決定をいたしました。

次に、認定第6号平成25年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計決算の認定について、討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、認定第6号平成25年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号平成25年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計決算の認定については、認定することに決定をいたしました。

次に、認定第7号平成25年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定について、討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、認定第7号平成25年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号平成25年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定については、認定することに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

説明員については、退席いただいても結構です。

（午後 3時54分）

○議長（千葉 薫君） それでは、会議を再開します。

（午後 3時55分）

◎意見書案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（千葉 薫君） 日程第4、意見書案第5号「危険ドラッグ」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書（案）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

七戸議員。

○13番（七戸輝彦君） 読み上げて提案にかえさせていただきます。

意見書案第5号、平成26年9月16日、洞爺湖町議会議長、千葉薫様。提出議員、七戸輝彦。賛成議員、松井保明、同、岡崎訓、同、沼田松夫、同、立野広志、同、板垣正人。

「危険ドラッグ」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書（案）。

会議規則第9条の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

記。提出先。内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、国家公安委員会委

員長。

「危険ドラッグ」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書（案）。

昨今、「合法ハーブ」等と称して販売されている薬物（いわゆる「危険ドラッグ」＝脱法ハーブ、脱法ドラッグ）を吸引し、呼吸困難を起こしたり、死亡したりする事件が全国で相次いで発生しています。特に、その使用によって幻覚や興奮作用を引き起こしたことが原因と見られる重大な交通事故の事案がたびたび報道されるなど、深刻な社会問題となっています。

危険ドラッグは「合法」と称していても、規制薬物と似た成分が含まれているなど、大麻や覚せい剤と同様に、人体への使用により危険が発生するおそれがあり、好奇心などから安易に購入したり、使用したりすることへの危険性が高く指摘されています。

厚生労働省は、省令を改正し昨年３月から「包括指定」と呼ばれる方法を導入し、成分構造が似た物質を一括で指定薬物として規制しました。また、本年４月には改正薬事法が施行され、指定薬物については覚せい剤や大麻と同様、単純所持が禁止されました。

しかし、指定薬物の認定には数カ月を要し、その間に規制を逃れるために化学構造の一部を変えた新種の薬物が出回ることにより、取り締まる側と製造・販売する側で「いたちごっこ」となっています。また、危険ドラッグの鑑定には簡易検査方法がないため、捜査に時間がかかることも課題とされています。

そこで政府におかれては、危険ドラッグの根絶に向けた総合的な対策を強化することを強く求めます。

記。１、インターネットを含む国内外の販売・流通等に関する実態調査及び健康被害との因果関係に関する調査研究の推進、人員確保を含めた取り締まり態勢の充実を図ること。

１、簡易鑑定ができる技術の開発を初め、鑑定時間の短縮に向けた研究の推進、指定薬物の認定手続の簡素化を図ること。

１、薬物乱用や再使用防止のため、「危険ドラッグ」の危険性の周知及び学校等での薬物教育の教科、相談体制、治療体制の整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年９月16日。北海道虻田郡洞爺湖町議会議員、千葉薫。

以上でございます。

○議長（千葉 薫君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

ご苦労さまです。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、意見書案第5号「危険ドラッグ」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書（案）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号「危険ドラッグ」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（千葉 薫君） 日程第5、意見書案第6号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

下道議員。

○9番（下道英明君） それでは、私も読み上げて発表いたします。

意見書案第6号、平成26年9月16日、洞爺湖町議会議長、千葉薫様。提出議員、下道英明。賛成議員、大西智、同じく板垣正人、同じく岡崎訓、同じく小松晃。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）について。

会議規則第9条の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

提出先。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

裏面をご参照ください。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）。

本道の林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保、地域経済の活性化などに大きく寄与してきた。しかし、山村では、人口減少と高齢化が急速に進みつつあり、近い将来、集落はもとより、自治体の存続自体が危ぶまれる事態も想定されている。

一方、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対して大きな関心と期待が寄せられているが、我が国においては化石燃料への依存が高まっており、森林や木材が果たす役割は、これまで以上に重要となっている。

国は、こうした現状を踏まえ、平成21年に「森林・林業再生プラン」を策定し、10年後の木材自給率を50%以上とする目標を掲げ、豊かな森林資源を活用して効率的・安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給、利用拡大に必要な体制を構築することとした。

このような中、平成21年度に国が創設した「森林整備加速化・林業再生基金」を活用し、北海道は間伐や路網の整備、高性能林業機械の導入、さらには木材加工流通施設・木造公共

施設の整備、木質バイオマスのエネルギー利用施設の整備など、森林資源の循環利用の実現に向け、川上から川下に至る地域のさまざまな取り組みを支援してきたところである。

この結果、トドマツやカラマツなど人工林を主体とする森林の整備や森林の整備に伴って産出される木材の有効利用が進み、本道の木材自給率は、全国の2倍以上の約6割に達している。今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速させ、地球の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

記。1、森林の整備から木材の利用促進といった地域の多様な取り組みを支援するため、「森林整備加速化・林業再生基金」の継続、またはこれにかわる恒久的な支援制度を創設するなど、林野関連施策の充実・強化を図ること。

2、国際的な気候変動対策の枠組みの合意ルールである森林経営による森林吸収量の算入上限値3.5%分を最大限確保するため、「地球温暖化対策のための税」の使途に、森林吸収源対策を追加するなど、森林整備の推進等のための安定的な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月16日。北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、千葉薫。

以上でございます。

○議長（千葉 薫君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

結構です。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、意見書案第6号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（千葉 薫君） 日程第6、意見書案第7号特定秘密の保護に関する法律の廃止を求め

る意見書（案）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

小松議員。

○2番（小松 晃君） 私も読み上げて提案をしたいと思います。

意見書案第7号、平成26年9月16日、洞爺湖町議会議長、千葉薫様。提出議員、小松晃。
賛成議員、立野広志、岡崎訓、下道英明。

特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書（案）について。

会議規則第9条の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

記。提出先。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官。

特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書（案）。

2013年12月6日、第185臨時国会で成立した「特定秘密保護法」は、十分な国会審議を尽くさず強行採決したことからも、野党・マスコミ・弁護士会・労働団体・市民団体など各界各層から多くのさまざまな問題が指摘され、現在も多くの危惧や懸念、不安の声がおさまっていません。

特定秘密保護法には、秘密指定自体の是非をチェックする第三者機関を設けることとしていないため、政府により恣意的に秘密指定される危険性がある。

秘密指定の有効期間も通算30年という原則に、内閣の承認を得ると60年まで延長できる上に、大幅な例外を加え、特定秘密が永遠に特定秘密のままとされ、国民の目からも隠され続け、特定秘密としての指定が適正だったかどうか、後世の国民による検証も困難な可能性がある。

すなわち法が施行されると、高い広域性を有する内部告発等も処罰をされることになり、国民が政府についての有益な情報を知る機会が損なわれ、国民の知る権利が侵害されるおそれ強く、民主主義の根幹にかかわる重要な問題を含んでいる。

さらには、行政機関の長の判断で、国民や国会に秘密情報をコントロールすることになり、国会や国会議員の活動までも制約されるおそれがあります。

これらのほかにも多くの問題を含む法律であり、国民が徹底した慎重かつ十分な国会審議を求めてきたにもかかわらず、国会では強行採決し成立、公布された。

以上のことから、特定秘密保護法について、政府は国会審議や国民から指摘された問題を真摯に受けとめ、「国民の知る権利」と「報道の自由」を守るために、廃止することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月16日。北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、千葉薫様。

以上でございます。

○議長（千葉 薫君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありますか。

討論ではなく、反対者からの意見から伺いたいと思います。反対ですね。

沼田議員。

○11番（沼田松夫君） 私は、提出することに賛成できません。

私は、まだ70歳ですけども、戦争後に生まれていたようなもので、全く戦争なんて知りません。そういう中で大変幸福だと思っているのは、日本の国は島国だということです。今、大騒ぎになっているイスラム国のように国境をなくすなんていうことは、そんなことはあり得ないわけでございまして、そういういろいろな今、国際情勢の中からいって、何でもオープンにすればいいというものではないと思っています。

そういうことから、簡単に言って、私はあるべき秘密はあってもいいと思います。

以上です。

○議長（千葉 薫君） 次に、賛成者、9番、下道議員。

○9番（下道英明君） 私は、このたびの意見書、賛成として討論させていただきます。

同法は、国民の知る権利を侵害し、国民主権を形骸化するものであります。成立時の衆議院におきまして、修正案によっても官僚が恣意的に特定秘密を指定する危険性を除去する実効的な方策は規定されておられず、その危険性は何ら変わっていないところであります。

また、法施行5年後の運用基準再検討など、計27カ所を改めましたが、いずれも微修正にとどまっているところでございます。政府が、都合の悪い情報を恣意的に秘密指定でできることを初め、同法の多くの問題点を残したままです。内容面、手続面、いずれにおきましても国民主権、民主主義の理念を踏みにじるものであり、到底容認されるものではありません。運用基準をどれだけ厳格したとしても、その欠陥は補えないと思います。やはり同法は廃止するしかないと思っております。

以上です。

○議長（千葉 薫君） ほかに討論ありますか。

反対討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 賛成討論ありますか。（発言する者あり）

ちょっと休憩します。

（午後 4時13分）

○議長（千葉 薫君） 再開します。

（午後 4時14分）

○議長（千葉 薫君） 反対討論あって賛成討論ということでありますので、立野議員の賛成討論はお受けすることはできません。

ほかに反対討論がなければ、これで終わりたいと思います。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） それでは、討論を終わります。

これから、意見書案第7号特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書（案）についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（千葉 薫君） 起立多数です。

したがって、意見書案第7号特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（千葉 薫君） 日程第7、意見書案第8号道州制導入に反対する意見書（案）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

宮田議員。

○1番（宮田敏夫君） それでは読み上げて提案いたします。

意見書案第8号、平成26年9月16日、洞爺湖町議会議員、千葉薫様。提出議員、宮田敏夫。賛成議員、岡崎訓、同じく佐々木良一。

道州制導入に反対する意見書（案）について。

会議規則第9条の規定により、上記議案を別紙のとおり提出いたします。

記。提出先。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣法第9条の第1順位指定大臣（副総理）、内閣官房長官、総務大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）。

道州制導入に反対する意見書（案）。

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、昨年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることはまことに遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに7月18日には、道州制は絶対に導入しないこととする要望を決定し、政府・国会に対し要請してきたところである。

しかしながら、我々の懸念や主張にもかかわらず、与党では、道州制推進本部・内閣部会・総務部会合同会議を開催し、法案の国会提出に向けて検討が進められている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま、期限を切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては事実上の合併を余儀なくされるおそれが高い上、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政の距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退して

しまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を生かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々議会は、道州制の導入に反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月16日、北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、千葉薫。

以上でございます。

○議長（千葉 薫君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑ありますか。

13番、七戸議員。

○13番（七戸輝彦君） 提出者には、ときどき意見書出した時に質疑していただいていますので、私のほうからもしたいと思います。

そう難しい問題ではないです。7行目の「我々の懸念や主張にもかかわらず、与党では」と、このように書かれているわけです。与党というと、当然、自民党・公明党を指すわけです。提出者は、どちらかというと、与党寄りの考え方を持っているのだけれども、幾ら自民党・公明党の出す政策であっても、この件に関しては許すことができないと、そういうことで間違いないでしょうか。

○議長（千葉 薫君） 宮田議員。

○1番（宮田敏夫君） 私の考えにおいては、やはり我々のよって立つ基本的なところは、我が町のことでございます。我が町が、これからどう進んでいくべきかということを考えたときは、今のままの道州制の導入には賛成できないということでございます。

○議長（千葉 薫君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

ご苦労さまです。

○議長（千葉 薫君） これから、討論を行います。討論ありますか。

11番、沼田議員。

○11番（沼田松夫君） 私は、反対討論をさせていただきます。

私は、うちの町も合併を昔はしました。何年になりますけれども、その前から合併をするのであれば、上の道州制も導入すべきだということを私は国会議員にずっと言ってきたのです。中身について若干問題あるなというところもありますけれども、今のままで全てがいいなんて思っていません。必ず変わっていかなくてはいけないと思っています。

ですから、時代にあった道州制をしるべきだと思っていますので、私はこれには反対します。

○議長（千葉 薫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） なしと認めます。

これで討論を終了します。

これから、意見書案第8号道州制導入に反対する意見書（案）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（千葉 薫君） 起立多数です。

したがって、意見書案第8号道州制導入に反対する意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（千葉 薫君） 日程第8、意見書案第9号「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書（案）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

板垣議員。

○5番（板垣正人君） 読み上げて提案します。

意見書案第9号、平成26年9月16日、洞爺湖町議会議長、千葉薫様。提出議員、板垣正人。賛成議員、宮田敏夫、同、下道英明、同、沼田松夫、同、立野広志、同、七戸輝彦。

「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書（案）について。

会議規則第9条の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

記。提出先。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣。

「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書（案）。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、重要な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006年（平成18年）12月に採択された国連障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23年）8月に成立した改正障害者基本法では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話

が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であるとする。

よって、本町議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記。手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月16日、北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、千葉薫。

以上でございます。

○議長（千葉 薫君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、意見書案第9号「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書（案）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第9号「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（千葉 薫君） 日程第9、意見書案第10号電力料金再値上げの認可をしないことを求める意見書（案）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

立野議員。

○4番（立野広志君） それでは、読み上げて提案させていただきます。

意見書案第10号、平成26年9月16日、洞爺湖町議会議長、千葉薫様。提出議員、立野広志。賛成議員、大西智、岡崎訓、板垣正人。

電力料金再値上げの認可をしないことを求める意見書（案）について。

会議規則第9条の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

記。提出先。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、北海道知事、北海道議会議長。

本文を読み上げます。

電力料金再値上げの認可をしないことを求める意見書（案）。

北海道電力は7月31日に、電力料金値上げの認可を国に申請した。

今回の値上げ案は、国の認可が必要な家庭向けの平均が17.03%、国の認可が不必要な企業向けの平均が22.61%で、どちらも昨年9月の値上げの2倍を超える大幅なものである。標準的家庭（契約電流30アンペア、電力使用量260キロワットアワー）では、1カ月1,069円、14.78%上がって月額8,302円となる。家庭向けも企業向けも道民の暮らしと営業に重大な影響を及ぼすことは明らかである。

今回の再値上げに関しては「節電もう限界」、「もっと経営努力を示してほしい」と、道民はもとより経済界、道内自治体からも厳しい批判の声が上がっている。

北電は値上げ理由を、泊原発の再稼働がおくれ、電力供給の8割を依存する火力発電の燃料費が急増したためとしている。しかし、道民の多数は原発ゼロを願い、再稼働それ自体も再稼働のための電力料金値上げも願っていない。こうした世論を無視した申請は許されない。

今回の再値上げ案の発表を前に、国（経産省）からは、一層の経営努力による経費圧縮を求める要請があったと報道されている。しかし、北電は、求められたような経営努力を行わず、専ら道民に負担増を押しつける内容である。

昨年の値上げと今回の再値上げ申請の背景には、電力需要の約4割を原発に依存する北電固有の原発依存体質が大きく影響している。道民は、原発のない安全・安心な北海道の実現を求める。今、北電がやるべきことは、原発の早期再稼働ではなく、原発ゼロを願う多数の道民の声に応え、安全で再生可能な自然エネルギーへの転換である。

よって、洞爺湖町議会は、北電が電力料金の再値上げ認可申請を再考することを強く求めるとともに、国や道が認可申請に対し厳しい姿勢で臨み、認可しないことを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月16日、北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、千葉薫。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（千葉 薫君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

○議長（千葉 薫君） これから、討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、意見書案第10号電力料金再値上げの認可をしないことを求める意見書（案）に

ついてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第10号電力料金再値上げの認可をしないことを求める意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

◎承認第3号の上程、採決

○議長（千葉 薫君） 日程第10、承認第3号議員の派遣についてを議題といたします。

議員の派遣については、お手元に配付のとおりであります。

お諮りします。

原案のとおり、派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

原案のとおり、派遣することに決定をいたしました。

◎散会の宣告

○議長（千葉 薫君） 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

あすから12月の定例日までの前日までは休会となっていますので、ご承知おき願います。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 4時30分）